

.....

第5次男女共同参画さっぽろプラン（素案）について ご意見を募集します パブリックコメント

.....

募集期間：令和4年（2022年）12月21日（水）から
令和5年（2023年）1月25日（水）まで【必着】

札幌市では、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「第4次男女共同参画さっぽろプラン」に基づき取組を進めてきました。このプランの計画年度が令和4年度（2022年度）に終了することから、新たに「第5次男女共同参画さっぽろプラン」の策定を予定しています。

このたび、第5次男女共同参画さっぽろプランの素案をまとめましたので、この案に対する皆さまのご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を参考に検討を進め、プランを策定します。また、皆さまからお寄せいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方については、後日ホームページで公表します。

※この冊子の内容は札幌市公式ホームページでも見ることができます。

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/sankaku/keikaku/public.html>

札幌市 市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画課

電話 011-211-2962 FAX 011-218-5164

電子メール danjo@city.sapporo.jp

市政等資料番号 01-D04-22-2289

意見募集要領

1 意見募集期間

令和4年（2022年）12月21日（水）～ 令和5年（2023年）1月25日（水）

2 意見提出方法

(1) 送付の場合

最終ページの「ご意見記入用紙」を切り離し、ご意見を記入のうえ、送付してください。

(2) F A Xの場合

011-218-5164（札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課）にご意見を送信してください。様式は問いませんが、お名前、ご住所、年齢を記載してください。

(3) 電子メールの場合

danjo@city.sapporo.jp（同上）にご意見を送信してください。様式は問いません。件名を「プラン素案に対する意見」と記載し、メール本文に、ご意見内容のほか、お名前、ご住所、年齢を記載してください。コンピューターウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。

(4) 直接持参する場合

平日の8時45分から17時15分間に、下記まで直接お持ちください。

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13階南側

札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課

- ◇ お電話・口頭によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。
- ◇ ご意見の提出に当たっては、お名前、ご住所、年齢を記載してください。（ご意見などの概要を公表する際には、お名前、ご住所、年齢は公開いたしません。）
- ◇ お名前、ご住所、年齢は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。
- ◇ ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

■本資料配布場所

札幌市役所本庁舎（2階行政情報課、13階男女共同参画課）、各区役所総務企画課
広聴係、各まちづくりセンター、札幌市男女共同参画センター

■札幌市公式ホームページ（男女共同参画課）

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/sankaku/keikaku/public.html>

第5次男女共同参画さっぽろプラン(素案) 概要

1 プラン策定にあたって

(1) 目的

市民が性別に関わりなく人権を尊重しつつ責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、誰もがその利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指し、札幌市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 位置付け











「男女共同参画社会基本法」や「札幌市男女共同参画推進条例」に基づき策定する基本的な計画で、札幌市のまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「さっぽろ子ども未来プラン」や「札幌市教育振興基本計画」を始め、子育てや保健福祉など関わりのある各分野の個別計画とも連携して推進していく。

2 第4次プラン（平成30年度～令和3年度）の進捗状況

素案P12～14

- ▶ 札幌市の審議会等での女性委員の登用率は計画策定時と比較して横ばいとなっているが、札幌市職員の女性管理職割合は増加している。
- ▶ ワーク・ライフ・バランスplus企業認証取得企業数は、目標値を達成し、企業における取組が着実に進んでいる。一方、職場において男女平等と考える割合は依然として低く、育児休業等の制度の充実と合わせて、制度を利用しやすい職場環境の醸成に取り組む必要がある。
- ▶ 多様な性のあり方への理解については、言葉の認知度や啓発事業への参加者数ともに目標値を達成しており、引き続き、社会全体での理解促進を図っていく必要がある。
- ▶ DVに関する取組では、デートDV講座への参加者数など目標を達成したが、相談窓口の認知度は微増にとどまり、また、DVを受けた際に相談しなかった割合が前回調査より上昇している。
- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大による施設休館等により、男女共同参画センターの利用者数は目標を達成できなかったが、オンライン講座に切り替えるなど状況に応じて事業を実施した。

●第4次プラン数値目標（抜粋） [凡例（策定時の数値と最新値の比較） : 維持・向上 : 低下]

項目	策定時の数値	最新値	推移	目標値
札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (H28)	34.0% (R4.6.30)		40% (R4)
札幌市職員の女性管理職割合	13.6% (H29)	16.5% (R4.4.1)		18% (R5.4.1)
ワーク・ライフ・バランスplus企業認証取得企業数	—	764社 (R4.3.31)		500社 達成 (R4)
職場で男女平等と考える人の割合	17.5% (H28市調査)	19.7% (R3市調査)		50% (R3市調査)
性的マイノリティに関する啓発事業参加者数	—	36,443人 (H30～R3)		30,000人 達成 (H30～R4)
「性的マイノリティ」の言葉の認知度 (内容を知っている、見聞きしたことがある)	56.6% (H28市調査)	75.1% (R3市調査)		65% 達成 (R3市調査)
DV未然防止講座の参加者数	3,790人 (H28)	23,329人 (H30～R3)		20,000人 達成 (H30～R4)
札幌市配偶者暴力相談センターの認知度	38.5% (H28市調査)	41.8% (R3市調査)		50% (R3市調査)
DVを経験したときに相談しなかった割合	30.1% (H28市調査)	37.0% (R3市調査)		20% (R3市調査)
男女共同参画センターの利用者数（年間）	357,687人 (H28)	149,690人 (R3)		対前年比増 (毎年)

3 男女共同参画社会の実現に向けた札幌市の現状と課題

(1) 男女共同参画の実現に向けた意識改革

●様々な場面における男女の平等意識は低い

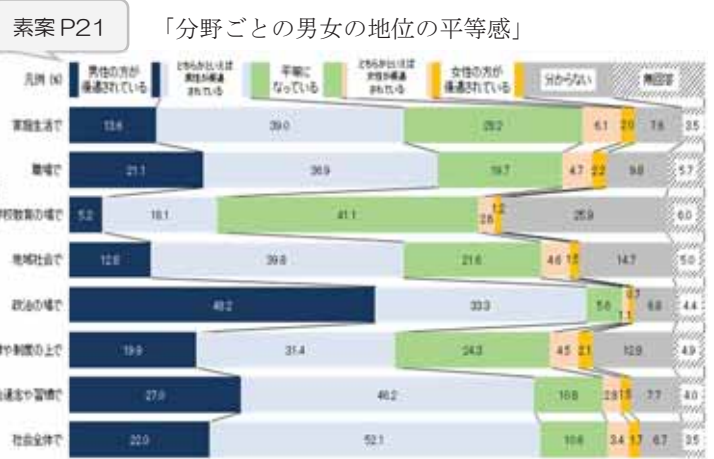
- ・社会全体 10.6% (H28 13.8%)
- ・学校教育の場 41.1% (H28 50.4%)
- ・職場 19.7% (H28 17.5%)

●「男性は仕事、女性は家事育児の考え方」に反対の割合が上昇

- ・57.1% (H28 46.8%)

●仕事や家事に要する時間の男女の差は大きい

- ・(既婚者) 1日の仕事時間9時間以上
男性 25.2% ⇔ 女性 12.8%
- ・(既婚者) 1日の家事時間1時間未満
男性 59.7% ⇔ 女性 9.5%



(2) 働きやすい職場環境づくりの推進

●女性(15-64歳)の労働力率は上昇、M字カーブ改善傾向

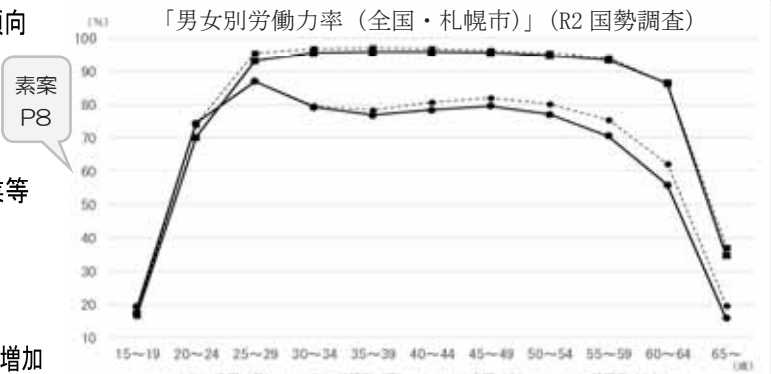
- ・札幌 71.5% (H28 64.7%) +6.8pt
- ・全国 73.2% (H28 67.3%) +5.9pt
- ※いずれも R2 国勢調査

●制度は整備されても男性は利用しにくい育児休業等

[利用しにくい理由]

- ①職場の雰囲気 69.7%
- ②職場に迷惑が掛かる 58.1%

●ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証数は、順調に増加



(3) あらゆる暴力の根絶

●身体的暴力以外の行為を暴力として考える認識に性別の偏り

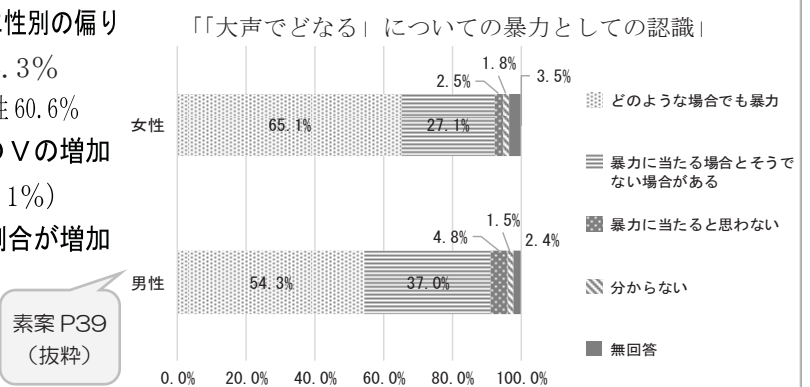
- ・大声でどなる 女性 65.1% ⇔ 男性 54.3%
- ・人格を否定するような発言 女性 70.1% ⇔ 男性 60.6%

●DVを受けた際に相談に至らない潜在的なDVの増加

- ・DV時相談しなかった 37.0% (H28 30.1%)

●DVやセクハラを受けた経験のある男性の割合が増加

- ・DV 6.2% (H28 2.2%)
- ・セクハラ 4.5% (H28 1.5%)



(4) コロナ禍で顕在化した女性であることに伴う困難の解消

●全国と同様に男女の賃金格差は大きい

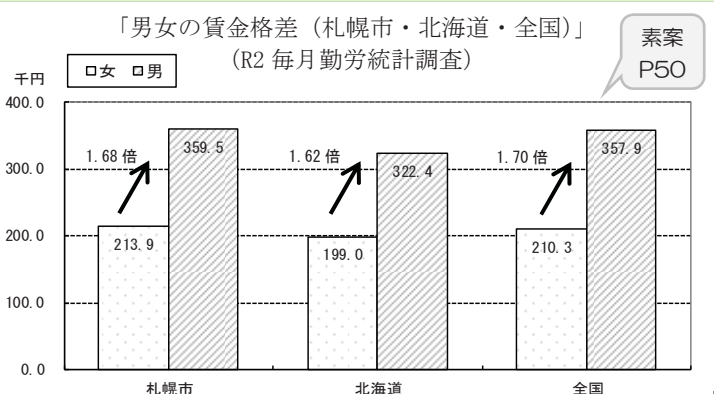
- ・札幌 男性 359.5 千円 ⇔ 女性 213.9 千円 (1.68 倍)
- ・全国 男性 357.9 千円 ⇔ 女性 210.3 千円 (1.70 倍)
- ※R2 毎月勤労統計調査 (市は独自集計分)

●女性は非正規の職員・従業員の比率が高い

- ・女性平均 57.8% ⇔ 男性平均 23.0%
- ※H29 就業構造基本調査

●就業している母子家庭のうち40.4%はパート・アルバイト

⇔父子家庭は7.6% (ひとり親家庭等自立促進計画)



※出典記載のない数値は、「R3 男女共同参画に関する市民意識調査」の結果

4 プランの構成

(1) 構成

札幌市男女共同参画推進条例に規定されている5つの基本理念を具現化するため、3つの基本目標、9つの施策の基本的方向と、23の施策の柱を定める。

<条例の基本理念>

- ① 人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できること
- ② 制度及び慣行によって、直接的又は間接的に差別されないこと
- ③ 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画の機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と家庭以外のあらゆる分野での活動の両立
- ⑤ 生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

(2) 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とする。

5 施策体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

素案 P20~23

基本的方向1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革

- 【施策の柱】
- ① 人権教育やジェンダー平等に関する教育・学習の推進
 - ② ジェンダー平等の視点に立った活動への支援
 - ③ 男女共同参画に関する相談体制の充実と情報提供

◆ 数値目標

	項目	現状値	目標値(R9)
活動指標	1 男女共同参画に関する啓発事業の参加者数（延べ） （デートDV関連除く）	32,601人 (R3)	170,000人 (R5~R9)
	2 男女共同参画センターの利用者数（年間）	149,690人 (R3)	対前年比増 (毎年)
成果指標	3 社会全体で男女平等と考える人の割合	10.6% (R3市調査)	20% (R8市調査)
	4 男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	31% (R3市調査)	20%以下 (R8市調査)

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

素案 P24~37

基本的方向1 働く場における男女共同参画の推進

- 【施策の柱】
- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ② 更なる女性活躍推進のための意識改革
 - ③ 女性の活躍に積極的に取り組む企業等への支援

基本的方向2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援

- 【施策の柱】
- ① 男性の家庭生活への参画の促進
 - ② 就業しながら子育てや介護ができる支援の充実

基本的方向3 多様な働き方への支援

- 【施策の柱】
- ① 就業ニーズに応じた支援
 - ② 起業に対する支援

基本的方向4 地域における男女共同参画の推進

- 【施策の柱】
- ① 地域活動での男女共同参画の機運の醸成
 - ② 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

◆ 数値目標

	項目	現状値	目標値(R9)
活動指標	5 市職員係長昇任試験受験率（女性）	27.8% (R3)	35%
	6 働き方に関する啓発事業参加者数（延べ）	3,495人 (R3)	20,000人 (R5~R9)

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

項 目		現状値	目標値(R9)
活動指標	7	ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数(延べ) (R4.3.31)	764社 1,500社
	8	就職を希望するここシェルジュSAPPORO登録者のうち、 就職活動を始めた人の割合	50.3% (R3)
成果指標	9	札幌市の審議会等における女性委員の登用率 (R4.6.30)	34.0% 40%(注1)
	10	札幌市男性職員の育児休業取得率 (R3)	27.23% 30%(注2) (R7年度末)
	11	札幌市職員の女性管理職割合 (R4.4.1)	16.5% 19%(注2) (R7年度末)
	12	管理的職業従事者における女性の割合 (R2国勢調査)	15.3% 25% (R7国勢調査)
	13	男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきであるとする人の割合 (R3市調査)	26.9% 40% (R8市調査)
	14	待機児童数 (R4.4.1)	0人 0人
	15	15~64歳の女性労働力率 (R2国勢調査)	市:71.5% 国:73.2% 全国平均以上 (R7国勢調査)

※ (注1): 40%達成後は、40~60%の持続を目指す。

※ (注2): 総務局職員部所管の「札幌市子育て・女性職員応援プラン」にて令和7年度末までの目標を設けており、本プランにおいても、これを準用している。

基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

素案 P38~56

基本的方向1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶

- 【施策の柱】
- 暴力を許さない社会づくりの推進
 - DVに関する総合的な支援体制の強化
 - DV被害者の子どもに対する各種支援の強化
 - 性暴力に関する啓発と被害者の支援

基本的方向2 多様な性のあり方への理解の促進と支援

- 【施策の柱】
- 市民や企業等に対する啓発
 - 性の多様性を尊重するための支援・環境の推進

基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援

👉 新たに位置付け

- 【施策の柱】
- 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援
 - 安定した就業機会の確保に向けた支援
 - 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

基本的方向4 生涯を通じた女性の健康支援

- 【施策の柱】
- 女性の生理と妊娠等に関する知識の普及と理解の促進
 - ライフステージに応じた女性の健康づくりの推進

◆ 数値目標

項 目		現状値	目標値(R9)
活動指標	16	DV防止講座の参加者数(延べ) (R4.3.31)	55,715人 80,000人
	17	LGBTフレンドリー指標制度登録企業数(延べ) (R4.3.31)	64社 150社
	18	困難を抱える女性支援事業における相談件数(年間) (R3)	288件 360件
	19	性と健康に関する普及啓発人数(延べ) (R3)	26,579人 130,000人 (R5~R9)
成果指標	20	DVを経験したときに相談しなかった割合 (R3市調査)	37% 20%以下 (R8市調査)
	21	「性的マイノリティ」という言葉について、内容まで知っている人の割合 (R3市調査)	33.3% 50% (R8市調査)

第5次男女共同参画さっぽろプラン

(令和5年度～9年度)

(素案)

札幌市

第1章 男女共同参画さっぽろプランについて

1 基本的な考え方.....	1
(1) 男女共同参画社会の実現に向けて	
(2) 位置付け	
(3) 計画期間	
2 女性活躍・男女共同参画を取り巻く状況.....	4
(1) 札幌市の現状	
(2) 国際社会及び日本の状況	
3 第4次男女共同参画さっぽろプランの取組状況.....	12

第2章 第5次男女共同参画さっぽろプランの概要

1 基本姿勢.....	15
2 プランの構成.....	16
3 施策体系.....	17
4 数値目標.....	18

第3章 計画各論

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革.....	20
--------------------------------	----

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進.....	24
2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援.....	29
3 多様な働き方への支援.....	32
4 地域における男女共同参画の推進.....	35

基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶.....	38
2 多様な性のあり方への理解の促進と支援.....	44
3 困難や不安を抱える女性への支援.....	48
4 生涯を通じた女性の健康支援.....	53

第4章 プランの推進にあたって

- 1 計画の推進について.....57
- 2 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の評価と公表58
- 3 男女共同参画さっぽろプランの見直し.....58

第1章 男女共同参画さっぽろプランについて

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」とされています。

「男女共同参画」は、「女性」のためのものでしょうか。「男性」のためのものでしょうか。

男女共同参画が実現された社会においては、性別にかかわらず、「誰もが」自分らしく、様々な活動に参加し、豊かな人生を送っています。

そうした社会の実現に向けて、札幌市は、このプランに基づき取組を続けていきます。

1 基本的な考え方

(1) 男女共同参画社会の実現に向けて

札幌市では、昭和59年（1984年）3月に「札幌市女性のための計画（第1次女性計画）」を策定し、女性の自立と地位向上及び女性の福祉の増進等を図るため、必要な施策や条件整備を進めてきました。

さらに、平成6年（1994年）3月には、家庭や職場、地域社会など、あらゆる場において男女が互いの人権を尊重し、能力と個性を認め合う男女共同参画社会の形成を目指すため、「男女の共同参画型社会を目指すさっぽろ計画（第2次女性計画）」を策定しました。

一方、国においては、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、さらに、その実施計画である「男女共同参画基本計画」を平成12年（2000年）12月に策定しました。

札幌市では、男女共同参画社会の実現を緊要な課題と捉え、国の動きとも連動して、平成15年（2003年）1月に「札幌市男女共同参画推進条例」を施行し、同条例第8条に規定する「札幌市男女共同参画計画」として、国内外の動きや新たな課題に対応するための「男女共同参画さっぽろプラン（計画期間：平成15～24年度）」を策定し、取組を進めてきました。

その後、少子・高齢化を始めとした社会経済情勢など様々な変化に対応するため改訂を重ね、この度、「第4次男女共同参画さっぽろプラン（計画期間：平成30～令和4年度）」の計画期間が終了することから、「第5次男女共同参画さっぽろプラン（計画期間：令和5～9年度）」を策定しました。

札幌市では、このプランに掲げた方針・方向性のとおり、市民が、性別に関わりなく、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、誰もがその利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指し、札幌市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 位置付け

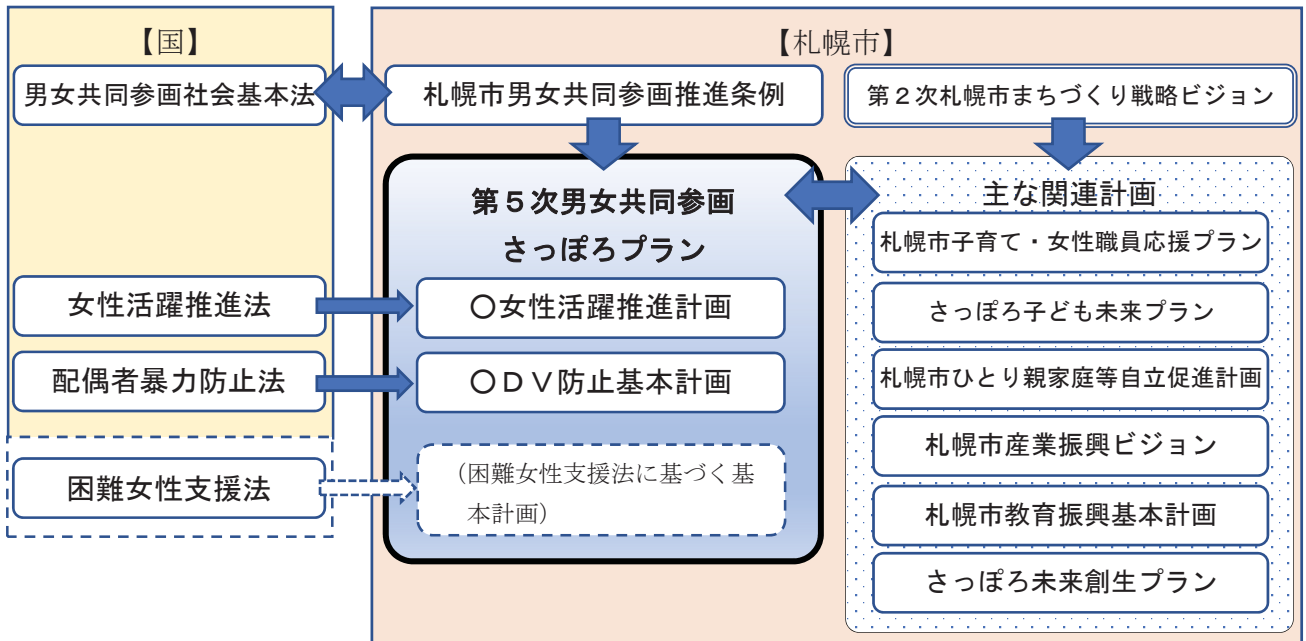
このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び札幌市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本的な計画として策定します。

このプランでは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に定める市町村基本計画を包含しています。

また、札幌市のまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「さっぽろ子ども未来プラン」や「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を始め、関わりのある各分野の個別計画とも連携して推進していきます。

さらに、生活困窮やDV、性暴力被害、家庭関係破綻など女性を巡る問題が多様化、複雑化してきた中で、国においては女性への支援のあり方について検討されていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、こうした問題がより浮き彫りになりました。これらを背景として、令和4年（2022年）5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が成立し、女性が日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることにより直面する課題への支援が法制化されました。法律の施行は令和6年（2024年）4月となっていますが、法律で策定を求められている「市町村基本計画」として、今後このプランで位置付けることを見込み、体系的かつ効果的な施策の展開について庁内一体となって検討していきます。

<全体の位置付け図>



(3) 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

2 女性活躍・男女共同参画を取り巻く状況

(1) 札幌市の現状

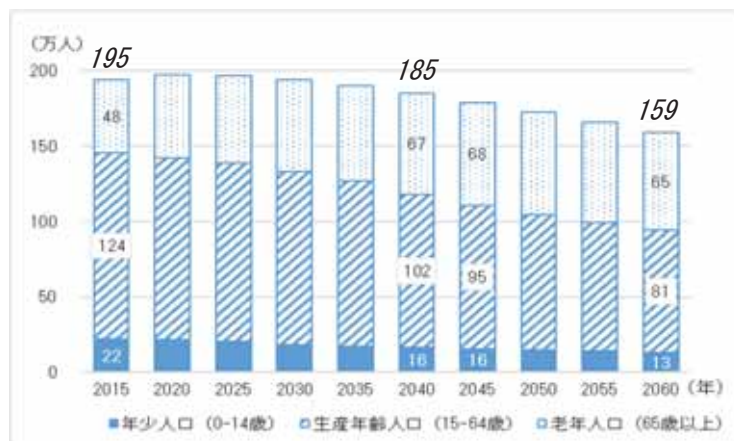
札幌市では、平成15年（2003年）の「男女共同参画さっぽろプラン」の策定から19年が経過しましたが、札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」などの結果を見ると、男女共同参画社会の実現は、現在も非常に困難な状況にあります。この現実を打破するためにも、市民、企業、行政が課題を共有したうえで、今後より一層の危機感を持って共に取り組んでいく必要があります。

また、人口構成、世帯構成の変化や、新型コロナウイルス感染症という未だ経験したことがない未曾有の危機など、目まぐるしく変化する社会情勢の中において、男女共同参画を推進していくことは、地域社会の担い手や労働力の確保につながり、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会の実現に資することになるのです。

人口の減少社会の到来

札幌市の人口は、平成21年（2009年）以降、出生数を死亡数が上回る自然減少となっていますが、自然減少を補う形で、道内を中心とした市外からの転入超過（社会増加）が続いたことにより、令和4年（2022年）現在、約197万人に達しています。しかしながら、これまで増加の一途をたどってきた人口も減少局面を迎えつつあり、令和22年（2040年）の推計値は185万人となるなど、今後は、減少に転じることが予測されています。これは、少子化の影響はもとより、20代の若年層の道外への転出超過が続いていることも一つの要因であると考えられます。2040年代には生産年齢人口が100万人を割り、総人口に占める割合の低下も予想され、今後札幌市は、労働力不足や市内総生産の伸び悩みなど経験したことがない問題に直面することになります。

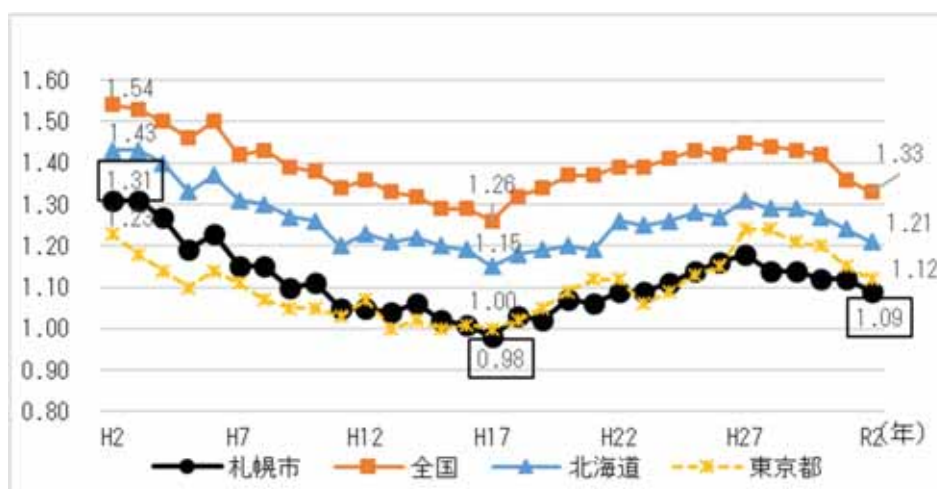
一方、65歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどり、令和27年（2045年）にはピークを迎え、総人口の約4割となる68万人に達することが見込まれます。【図A】



図A 「札幌市の人口の将来見通し
（各年10月1日現在）」
（出典：総務省「国勢調査」、
札幌市作成）

注：2015年の総数には年齢「不詳」を含む。
四捨五入により合計が一致しない場合もある。

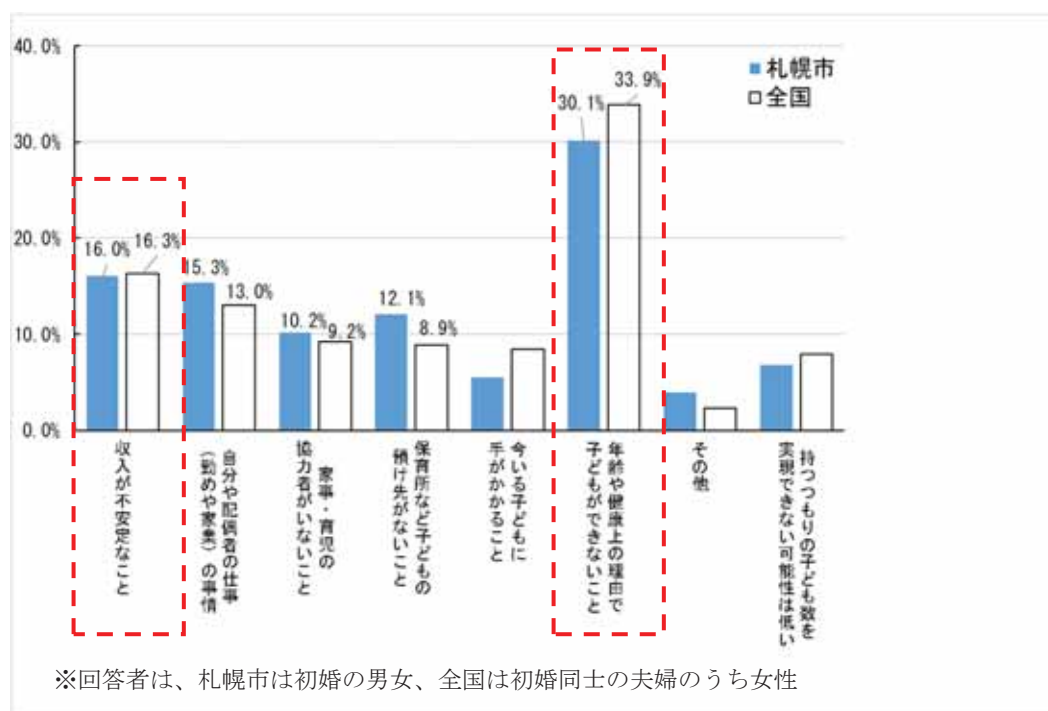
また、札幌市の令和2年（2020年）の合計特殊出生率は1.09で、これは都道府県で最も低い東京都の1.12を0.03ポイント下回っており、札幌市の合計特殊出生率がいかに低い状況にあるかがわかります。【図B】



図B 「札幌市・北海道・全国・東京都の合計特殊出生率」
 (出典：厚生労働省「人口動態統計」より札幌市作成)

希望する子どもの数を持つことができない理由として、「年齢や健康上の理由」や「収入が不安定なこと」があげられており、年齢が上がるにつれて出産に伴うリスクが上昇することや不妊に対する不安、そして経済的な面への不安が影響しているものと考えられます。

また、「自分や配偶者の仕事の事情」、「子どもの預け先がないこと」及び「家事・育児の協力者がいないこと」を理由にあげる人も一定割合存在し、育児と仕事の両立に不安を感じていることがわかります。



※回答者は、札幌市は初婚の男女、全国は初婚同士の夫婦のうち女性

【図C】

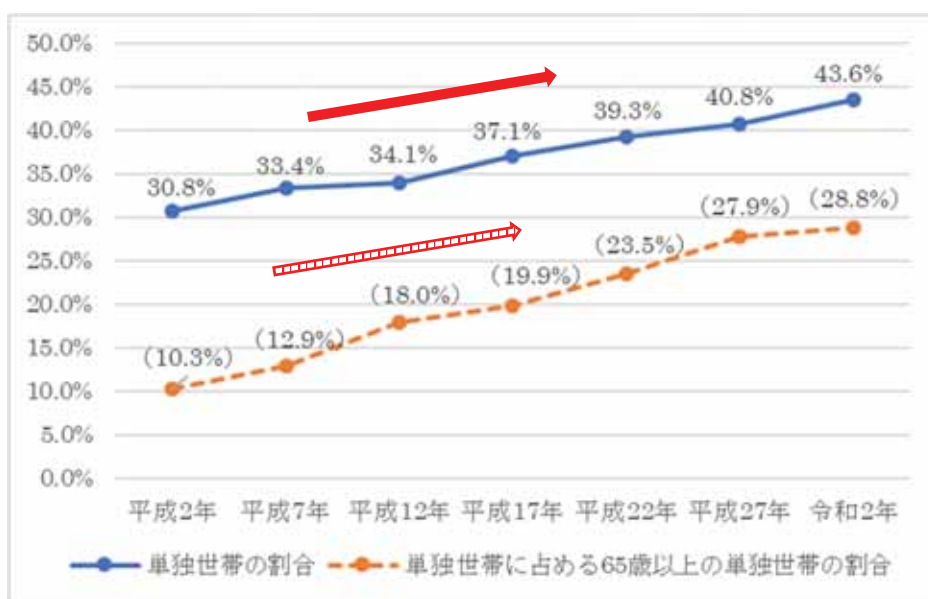
図C 「札幌市及び全国の持つつもりの子どもの数が持てない場合の理由別割合」
 (複数回答、不詳含まない。)

(出典) 札幌市：札幌市「2018次期未来創生プラン策定のための調査・分析」
 全国：厚生労働省「2015出生動向基本調査」

世帯構成の大きな変化と若年層の転出

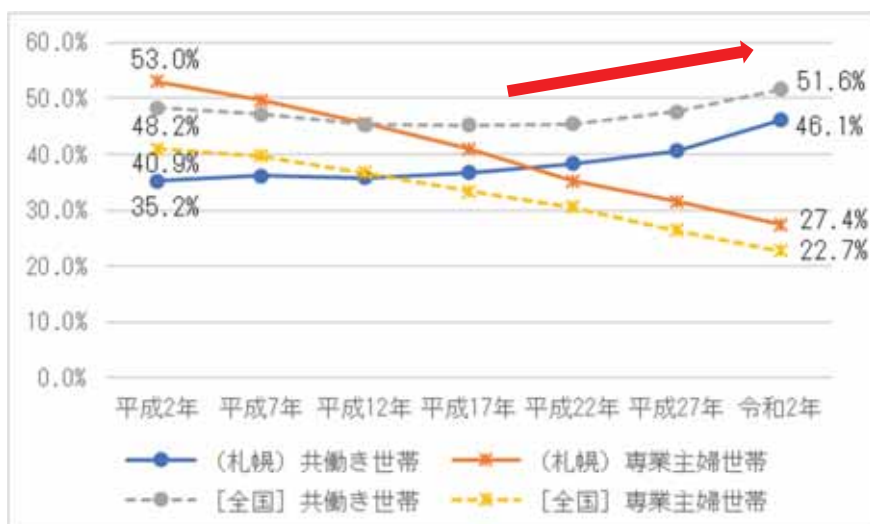
札幌市においては、進学や就職を契機とした道内からの若年層の転入等による単独世帯の増加や、女性就業者の増加などを背景として共働き世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じています。

一般世帯に占める単独世帯の割合は、平成2年（1990年）には、30.8%でしたが、30年後の令和2年（2020年）には一般世帯の4割超の43.6%を構成するまでになっており、その割合は、全国平均の38.0%を上回るペースで推移しています。加えて、単独世帯の中に占める65歳以上の単独世帯の割合は、平成2年（1990年）には、10.3%でしたが、30年後の令和2年（2020年）には、28.8%と約3倍の割合に増加しています。【図D】こうしたことから、今後、孤立や不安を抱える世帯が急速に増加する可能性に十分注視していかなければなりません。



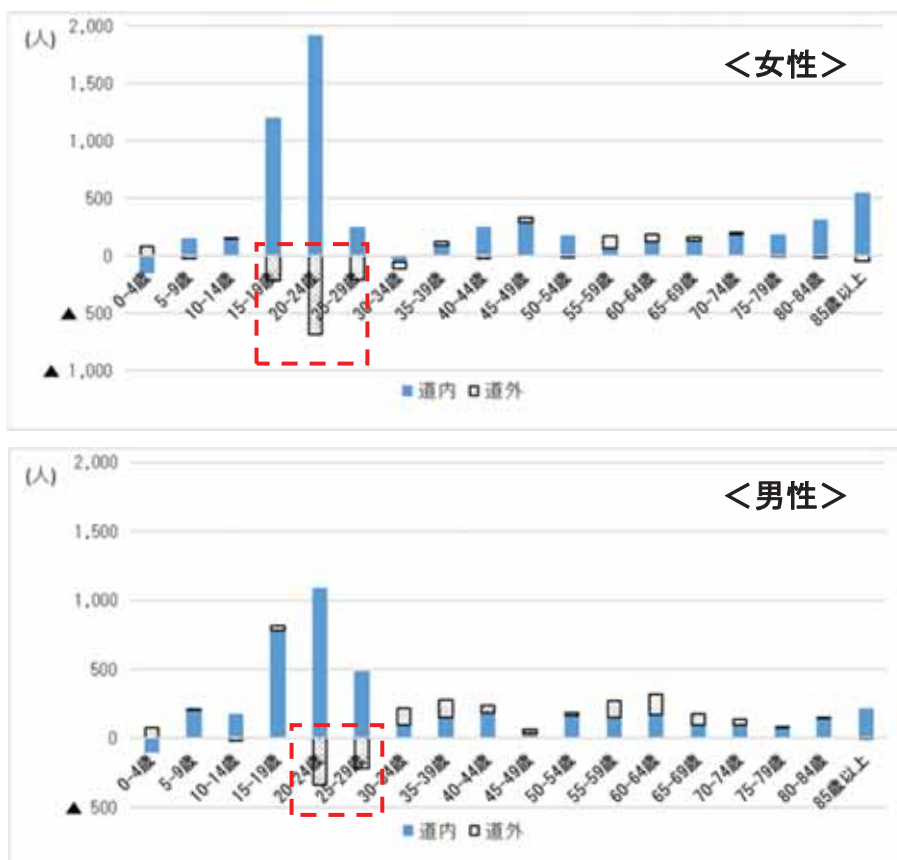
図D「札幌市の単独世帯の推移」（出典：総務省「R2 国勢調査」）

また、共働き世帯（夫も妻も有業の世帯）と専業主婦世帯（夫が有業で妻が無業の世帯）の割合に目を向けると、全国的な推移と同様に、札幌市においても専業主婦世帯の割合は減少を続け、一方で、共働き世帯が増加を続けています。【図E】



図E「札幌市と全国の共働き世帯と専業主婦世帯の推移」（出典：総務省「国勢調査」）

さらに、札幌市においては、道内から若年層が転入する一方、道外との関係では、東京圏への若年層、特に女性の人口流出が顕著であり、今後迎える人口減少局面においては、中小企業等を中心に、人材の確保もより困難になることが予想されます。【図F】

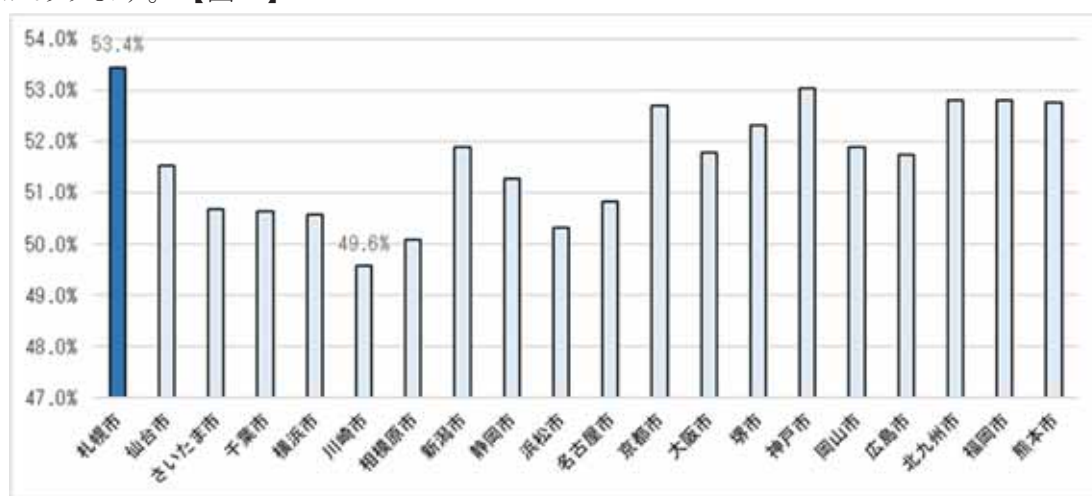


図F 「男女、道内道外、年齢別転入超過数（2021年中）」

（出典：住民基本台帳より札幌市作成。日本人のみの数値。）

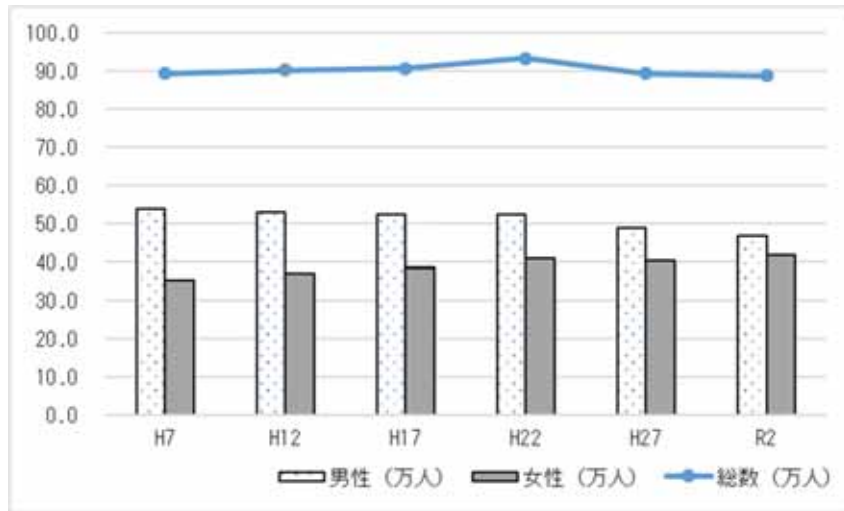
女性の人口比率が高い札幌

札幌市は、人口に占める女性の割合が、他の政令指定都市と比較して最も高いという特徴があります。【図G】



図G 「各政令市の人口に占める女性割合」（出典：総務省「R2 国勢調査」より札幌市作成）

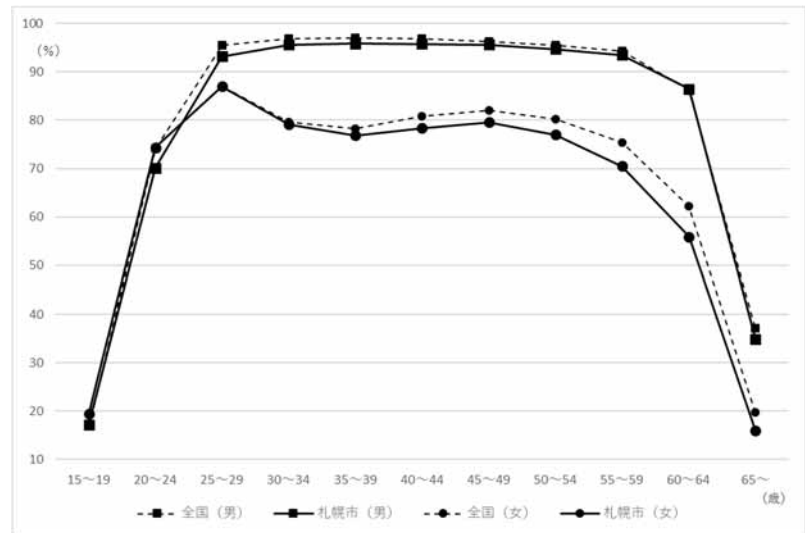
男女別の労働力人口を見てみると、男性は平成7年（1995年）以降減少が続き、平成27年（2015年）には50万人を割っていますが、女性は増加傾向で推移しており、平成22年（2010年）以降は、40万人を超えて推移しています。【図H】



図H「男女別15歳以上労働力人口の推移」（出典：総務省「国勢調査」より札幌市作成）

一方、女性の有業率はやや低位にあり、労働力率を男女、年齢別に比べると、25歳以上の年齢階級で女性が男性を下回っており、女性の年齢別労働力率は大きく上昇してきているものの、未だ「M字カーブ」¹が存在しています。この要因には、「固定的な性別役割分担意識」²を背景に、家事や育児、家族の介護等の家庭生活における責任の多くを女性が担っていることや、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男女の間で法律上の差別はなくても、実質的には機会の不平等が生じているという問題があると考えられます。

【図I】



図I「男女別労働力率」(全国・札幌市)
(出典：総務省「R2国勢調査(不詳補完値)」)

¹ 【M字カーブ】女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）を5歳ごとの年齢階級別にグラフで表した場合、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することから、アルファベットの「M」に近い曲線になること。

² 【固定的な性別役割分担意識】性別を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

新型コロナウイルス感染症拡大～ポストコロナ時代への対応

令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の生命や生活、経済、社会、更には行動・意識・価値観にまで大きな影響を及ぼしています。

例えば、外出自粛や出勤抑制によるテレワークといった在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機であり、男女共同参画社会の実現に向け、ポストコロナ時代においても働き方の一つとして定着していくよう市民の行動変容を促すことが必要です。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的に男女ともに非正規雇用労働者が大きく減少するなど雇用情勢が悪化し、とりわけ宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、生活関連サービス・娯楽業等で働く女性の非正規雇用労働者は、大きな影響を受けました³。全事業所に占める第3次産業の事業所割合が全国（82.0%）に比べて、87.0%と高い札幌市⁴でも同様に、女性の非正規雇用労働者⁵に深刻な影響を与えました。また、生活不安・ストレスからくる配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されているほか、子育てや介護等の男女間の不均衡が解消されず、女性への更なる負担増も懸念されるなど、女性と男性を比較すると、女性に対する社会的・経済的影響が強く現れています。

新型コロナウイルスという、これまで経験したことのない災害級の事象に危機感を持ちながら、今後新たに発生する可能性のある災害に備え、平時のみならず、非常時や緊急時においても男女共同参画の視点を踏まえた環境整備を図る必要があります。

(2) 国際社会及び日本の状況

国際社会の状況

国際社会においては、国連が、昭和50年（1975年）を女性の地位向上を目指す年「国際婦人年」と宣言して以降、男女平等の推進、経済・社会・文化への女性の参加などを目指し様々な取組が行われてきました。

³ 感染拡大期の2020年においては、2019年に比べ、男女ともに非正規雇用労働者は大きく減少し、産業別では、宿泊業・飲食サービス業等で女性の非正規雇用労働者が大きく減少した。（出典：厚生労働省 令和3年版労働経済白書 第1-（5）-59図、第1-（5）-60図）

⁴ 出典：経済産業省・総務省 令和3年経済センサスー活動調査（速報集計）

⁵ 札幌市における非正規雇用労働者は、女性は約228,000人（女性の全雇用者：約429,000人）、男性は約91,000人（男性の全雇用者：約443,000人）となっている。（出典：総務省「令和2年国勢調査（不詳補充値）」）

平成2年（1990年）には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論（ナイロビ将来戦略勧告）」が国連経済社会理事会において採択されました。これにより、平成7年（1995年）までに指導的な地位における女性の割合を30%とする国際的な目標が掲げられました。

平成5年（1993年）の国連世界人権会議において「女性の権利は人権である」ことが確認されるとともに、同年の国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」は重大な人権侵害であると位置付けられました。

平成7年（1995年）の北京での第4回世界女性会議では、「女性のエンパワーメント」⁶をキーワードに「ナイロビ将来戦略」の評価と見直しを行い、21世紀に向けての指針となる「北京行動綱領」が採択されました。この行動綱領は「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性の人権」「女性のメディア」など12の重大問題領域において各国政府が取り組むべき行動が示されています。

平成12年（2000年）には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、北京行動綱領の実施状況を評価・検討し、今後に向けた取組として「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。注目すべき点として、ドメスティック・バイオレンスに対する法律の制定や適切な仕組みの強化、女性や少女に対する暴力に関する啓発活動の実施、男性や少年が持っている固定的な性別役割分担意識の解消のための教育プログラムなどが挙げられるなど、以降、女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に順守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組が国際的に進められてきました。

平成23年（2011年）には、女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、「ジェンダー平等」⁷の達成を目的とした国際的な機関として、国連女性機関（UN Women）が設立され、ジェンダー分野における加盟国の支援や取組促進など、世界全域における活動を推進していくことになりました。

平成27年（2015年）には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され、その中の「持続可能な開発目標（SDGs）」⁸（「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指し設定された、17のゴールと169のターゲット）において、令和12年（2030年）までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定に

⁶ 【エンパワーメント】自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

⁷ 【ジェンダー平等】性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

⁸ 【SDGs（エス・ディー・ジーズ）】 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられました。

近年では、G7やG20を始め、様々な国際会議や多国間協議においても意思決定への女性の参画拡大が重要課題として取り上げられており、様々な形の国際合意を通じて、諸外国においても女性の参画拡大に向けた取組が加速されています。各国における男女間の格差を測る指数である「ジェンダー・ギャップ指数」⁹において、日本は、特に「経済」及び「政治」分野における順位が低くなっており、諸外国に比べ女性の参画が大きく遅れています。

日本の状況

国においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正（1972年施行、直近改正2019年）や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正（1992年施行、直近改正2021年）、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」（2003年施行、直近改正2022年）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（2015年施行、直近改正2019年）などにより、女性が社会で活躍するための法的整備が進められてきたものの、日本の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野を始め非常に遅れたものとなっています。

令和2年（2020年）12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画は、SDGsの実現に向けた世界の潮流を踏まえ、これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」であり、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」であるとし、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、誰一人取り残されることのない男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

また、令和4年（2022年）5月には生活困窮やDV、性暴力被害、家庭関係破綻など女性を巡る問題が多様化するとともに複合化し、複雑化していることを踏まえ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」（2024年施行予定）が成立しました。この法律では、女性の福祉・人権の尊重や擁護・男女平等が基本理念として謳われてお

⁹ 【ジェンダー・ギャップ指数】各国における男女格差を示す指標。世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表しているもので、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

り、今後は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への支援強化を図っていく必要があります。

加えて、令和4年（2022年）6月には、AV出演による被害の防止・被害者の救済を目的とした「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）」が成立・施行され、性別や年齢にかかわらず、出演者の個人の人格の尊重、心身の健康及び私生活の平穏その他の利益の保護などが明記されました。

3 第4次男女共同参画さっぽろプランの取組状況

第4次男女共同参画さっぽろプラン（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度））の数値目標の達成状況について、直近値と比較すると、活動指標は、目標値を上回るまたは目標値どおりの項目が多いものの、成果指標は、達成が難しいまたは目標値を下回る項目が多い状況です。

その背景としては、家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っていること、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることや固定的な性別役割分担意識が根強いことに加え、新型コロナウイルス感染症によって生じた様々な困難がマイナスに作用したことなどが考えられます。

【数値目標について】

※活動指標：「いつまでに、何を、どこまでするか」という数値

※成果指標：「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値

(1) 基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

項目		策定時数値	直近値	目標値
活動指標	1	審議会等の委員改選に関する個別働きかけ実施率	—	100% (R3) 100% (R4)
	2	市職員係長昇任試験受験率（女性）	29.6% (H29)	27.8% (R3) 35%以上 (R4)
	3	固定的性別役割分担意識解消に関する啓発事業の参加者数（DV関連を除く）	31,564人 (H28)	127,796人 (H30～R3) 160,000人 (H30～R4)

成果指標	4	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (H28)	34.0% (R4. 6. 30)	40% (R4)
	5	札幌市職員の女性管理職割合	13.6% (H29)	16.5% (R4. 4. 1)	18% (R5. 4. 1)
	6	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	42.4% (H28 市調査)	31.0% (R3 市調査)	30%以下 (R3 市調査)

審議会の委員改選に関する個別働きかけは、目標値どおり推移していますが、女性委員の登用率は計画策定時と比較して横ばいとなっています。男女共同参画を強力に進めていくためにも、札幌市職員の女性管理職割合も含め、誰もが働きやすい環境整備を進めていく必要があります。

(2) 基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	7	ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証取得企業数	—	764 社 (R4. 3. 31)	500 社 (R4)
	8	認可保育所等定員数	28,325 人 (H29)	35,610 人 (R4. 4. 1)	37,739 人 (R5. 4. 1)
	9	働き方に関する啓発事業参加者数	3,743 人 (H28)	20,216 人 (H30~R3)	20,000 人 (H30~R4)
成果指標	10	男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきであるとする人の割合	19.5% (H28 市調査)	26.9% (R3 市調査)	30% (R3 市調査)
	11	管理的職業従事者における女性割合	16.6% (H27 国勢調査)	15.3% (R2 国勢調査)	25% (R2 国勢調査)
	12	待機児童数	7 人 (H29)	0 人 (R4. 4. 1)	0 人 (R2) ※以降継続
	13	職場で男女平等と考える人の割合	17.5% (H28 市調査)	19.7% (R3 市調査)	50% (R3 市調査)
	14	15~64 歳までの女性労働力率 (平均)	市:64.7%(H27 国勢調査) 国:67.3%(H27 国勢調査)	市:71.5%(R2 国勢調査) 国:73.2%(R2 国勢調査)	全国平均以上 (R2 国勢調査)

ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証取得企業数は、目標値を2年度前倒しで達成し、企業における取組が着実に進んでいます。一方、職場において男女平等と考える人の割合は、依然として低く、育児休業・介護休業等の制度の充実と合わせて、それぞれの職場において制度を利用しやすい職場環境の醸成に向けて取り組んでいく必要があります。

(3) 基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	15	性と健康に関する啓発事業参加者数	20,200 人 (H28)	53,703 人 (H30~R3)	100,000 人 (H30~R4)
	16	性的マイノリティに関する啓発事業参加者数	—	36,443 人 (H30~R3)	30,000 人 (H30~R4)

成果指標	17	避妊法を正確に知っている人の割合（16～19歳）	34.6% (H24)	35.0% (H30)	40% (R4)
	18	「性的マイノリティ」の言葉の認知度（内容を知っている、見聞きしたことがある）	56.6% (H28市調査)	75.1% (R3市調査)	65% (R3市調査)

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、性と健康に関する啓発事業の参加者数については目標値を下回っている状況ですが、引き続き、若年層に女性の健康の保持・増進の意識を持ってもらうための取組を進めていきます。また、性的マイノリティに関する取組については、いずれも目標値を達成し、今後も社会全体での理解促進を図っていきます。

(4) 基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	19	DV未然防止講座の参加者数	3,790人 (H28)	23,329人 (H30～R3)	20,000人 (H30～R4)
	20	パンフレット・リーフレット等配布数	10,713部 (H28)	47,479部 (H30～R3)	52,500部 (H30～R4)
成果指標	21	札幌市配偶者暴力相談センターの認知度	38.5% (H28市調査)	41.8% (R3市調査)	50% (R3市調査)
	22	DVを経験したときに相談しなかった割合	30.1% (H28市調査)	37.0% (R3市調査)	20% (R3市調査)
	23	身体的暴力以外の行為を暴力として認識する人の割合	61.1% (H28市調査)	67.6% (R3市調査)	65% (R3市調査)

活動指標については、新型コロナウイルス感染症の中においてもデートDV講座を中心に若年層への啓発を行ったことにより、目標は概ね達成しました。一方、成果指標については、相談窓口の認知度は微増にとどまり、また、DVを受けた際に相談しなかった割合が前回調査より上昇するなど、引き続き、相談にしっかりつながるよう関係部局や民間団体等と連携した啓発や取組を進めていきます。

(5) 基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

項目		策定時数値	直近値	目標値	
活動指標	24	男女共同参画センターの利用者数(年間)	357,687人 (H28)	149,690人 (R3)	対前年比増 (毎年)
成果指標	25	男女共同参画センターの認知度(知っている)	20.4% (H28市調査)	20.3% (R3市調査)	50% (R3市調査)

新型コロナウイルス感染拡大による施設休館や貸室等利用制限による影響を受け、利用者数について目標を達成することができませんでしたが、オンラインによる講座の開催に切り替えるなど、状況に応じた教育・学習の実施を行いました。引き続き、センターの認知度が高まるよう効果的な啓発や支援を行っていきます。

第2章 第5次男女共同参画さっぽろプランの概要

1 基本姿勢

札幌市では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を目指すべき都市像に掲げ、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無などにかかわらず、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ち、安心して暮らすことができる、格差のない共生社会の実現を目指して様々な取組を行ってきました。

令和4年度（2022年度）に新たにスタートした「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」においては、新たに目指すべき都市像として「「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」を掲げ、SDGsの理念やゴールも踏まえ、一人一人の個性や違いを理解するだけでなく、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合う「ユニバーサル（共生）」の視点を重視し、まちづくりにおける諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしています。

第5次男女共同参画さっぽろプランは、札幌市男女共同参画推進条例やこのプランの上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンを踏まえ、次の視点から目標を設定いたしました。

1点目として、男女共同参画の実現に向けては、人権の尊重とジェンダー平等に向けた意識改革が最重要であるという考えのもと、基本目標Ⅰに「男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成」を掲げました。次に2点目として、あらゆる場面で男女共同参画を進めていくことが必要であるという考えのもと、基本目標Ⅱに「あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり」を掲げました。最後に3点目として、女性の被害が圧倒的に多いDVや多様な性のあり方など、性別等によって生じている様々な課題に対応するために、基本目標Ⅲに「誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現」を位置付けました。

なお、人権の尊重とジェンダー平等の実現は、国際社会における普遍的かつ分野横断的な価値として、令和12年（2030年）を達成期限とする持続可能な開発目標（SDGs）の全てのゴールの実現に不可欠なものであるとされています。



2 プランの構成

第5次男女共同参画さっぽろプランは、札幌市男女共同参画推進条例に規定されている5つの基本理念を具現化するための基本的な計画として策定するものです。

<条例の基本理念>

- (1) 人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できること
- (2) 制度及び慣行によって、直接的又は間接的に差別されないこと
- (3) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画の機会の確保
- (4) 家庭生活における活動と家庭以外のあらゆる分野での活動の両立
- (5) 生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

このプランは、男女共同参画の推進に関する札幌市の施策を総合的かつ計画的に推進するために3つの基本目標を設定し、その下に9つの施策の基本的方向と、23の施策の柱で構成されています。

○基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

性別などにかかわらず、家庭・職場・学校・地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画が推進されるよう、その意義や目的について、学校教育や生涯学習などにおいて、男女共同参画の基盤作りを進めます。

○基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

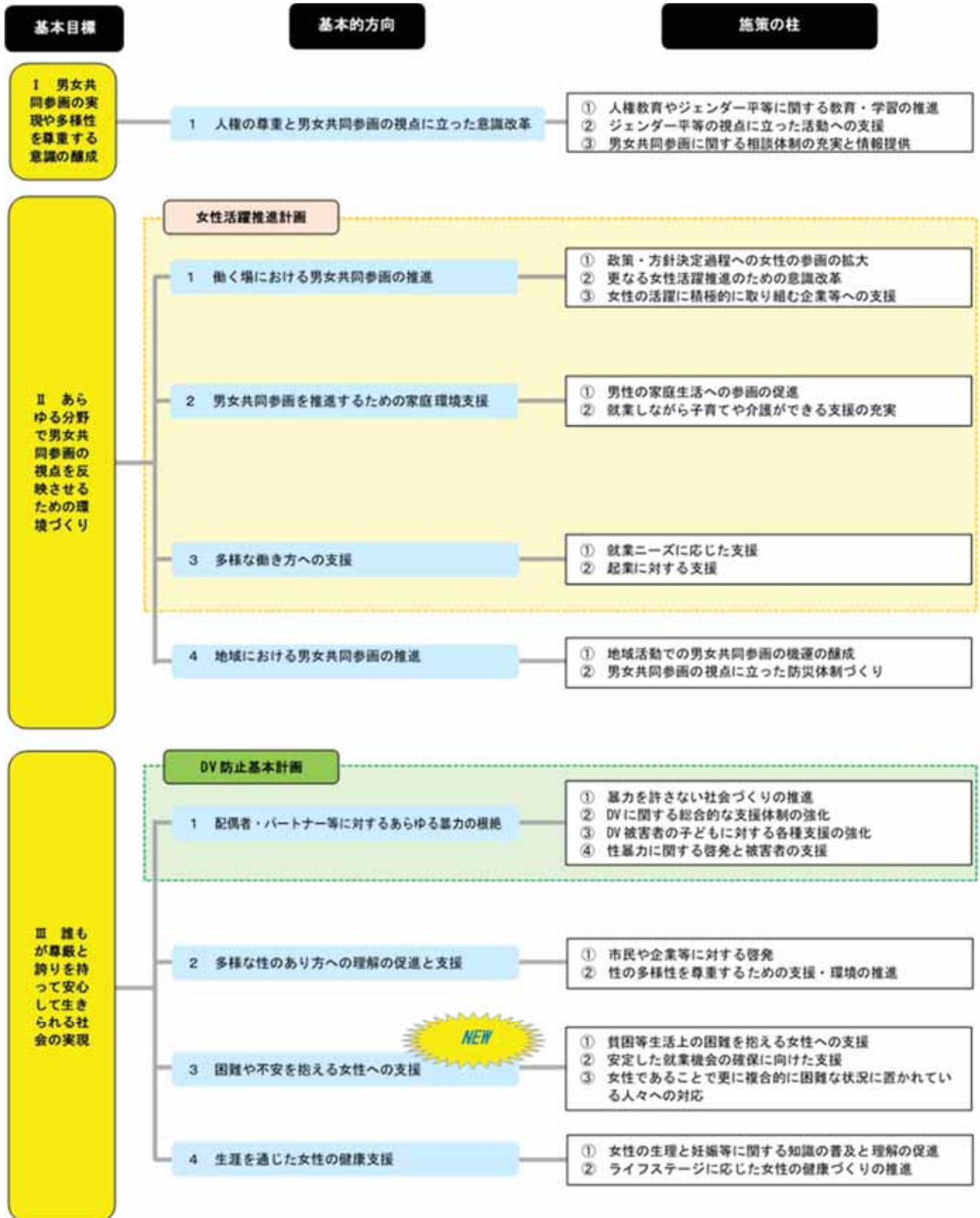
働く場はもとより、家庭や地域活動などあらゆる場面において、誰もが対等に参画し活動ができるよう、企業や家庭等に向けた支援を行います。

○基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

重大な人権侵害である配偶者・パートナー等への暴力など、特定の性別や境遇などにより偏在している課題が、改善または解消されるよう取組を進めます。

また、女性を巡る様々な課題が多様化、複雑化してきた中で、国においては女性への支援のあり方について検討されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となって、こうした問題がより浮き彫りにされてきたことを背景として、「困難女性支援法」が施行されることとなりました。こうしたことから、困難な問題を抱えた女性への支援を新たな基本的方向に位置付けました。

3 施策体系



4 数値目標

男女共同参画の実現に向けた取組の進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、第4次プランに引き続き、以下の2つの指標を基に数値目標を設定します。

＜活動指標＞ 「いつまでに、何を、どこまでするか」という取組の数値目標を設定

＜成果指標＞ 「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値を設定

●基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

項 目		現状値	目標値(R9)
活動指標	1	男女共同参画に関する啓発事業の参加者数（延べ） （デートDV関連除く）	32,601人 (R3)
	2	男女共同参画センターの利用者数（年間）	149,690人 (R3)
成果指標	3	社会全体で男女平等と考える人の割合	10.6% (R3 市調査)
	4	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	31% (R3 市調査)
			170,000人 (R5～R9)
			対前年比増 (毎年)
			20% (R8 市調査)
			20%以下 (R8 市調査)

●基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

項 目		現状値	目標値(R9)
活動指標	5	市職員係長昇任試験受験率（女性）	27.8% (R3)
	6	働き方に関する啓発事業参加者数（延べ）	3,495人 (R3)
	7	ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数 （延べ）	764社 (R4.3.31)
	8	就職を希望するここシェルジュSAPPORO 登録者のうち、就職活動を始めた人の割合	50.3% (R3)
成果指標	9	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (R4.6.30)
	10	札幌市男性職員の育児休業取得率	27.23% (R3)
			35%
			20,000人 (R5～R9)
			1,500社
			70%
			40%(注1)
			30%(注2) (R7年度末)

	11	札幌市職員の女性管理職割合	16.5% (R4.4.1)	19%(注2) (R7年度末)
	12	管理的職業従事者における女性の割合	15.3% (R2国勢調査)	25% (R7国勢調査)
	13	男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきである と考える人の割合	26.9% (R3市調査)	40% (R8市調査)
	14	待機児童数	0人 (R4.4.1)	0人
	15	15～64歳の女性労働力率	市：71.5% 国：73.2% (R2国勢調査)	全国平均以上 (R7国勢調査)

※ (注1) : 40%達成後は、40～60%の持続を目指す。

※ (注2) : 総務局職員部所管の「札幌市子育て・女性職員応援プラン」にて令和7年度末までの目標を設けており、本プランにおいても、これを準用している。

●基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

項 目		現状値	目標値(R9)
活動 指標	16	DV防止講座の参加者数 (延べ) 55,715人 (R4.3.31)	80,000人
	17	LGBTフレンドリー指標制度登録企業数 (延べ) 64社 (R4.3.31)	150社
	18	困難を抱える女性支援事業における相談件数 (年間) 288件 (R3)	360件
	19	性と健康に関する普及啓発人数 (延べ) 26,579人 (R3)	130,000人 (R5～R9)
成果 指標	20	DVを経験したときに相談しなかった割合 37% (R3市調査)	20%以下 (R8市調査)
	21	「性的マイノリティ」という言葉について、内容 まで知っている人の割合 33.3% (R3市調査)	50% (R8市調査)

第3章 計画各論

基本目標 I 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

性別にかかわらず誰もが互いに一人一人の個性と能力を認め、尊重し合うことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。そのためには、家庭・職場・学校・地域などいずれの場においても、男女共同参画の視点が活かされるように、学校教育や生涯学習など、あらゆる世代に向けた取組により意識改革を進めます。

基本的方向 1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革

【現状と課題】

全ての人々が個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、一人一人が、性別などにかかわらず互いに人権を尊重するという認識を持つことが必要です。

札幌市では、学校教育現場などにおいて、性別による固定観念にとらわれない人権意識、権利義務意識や職業意識が持てるよう、多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点を取り入れた教育の推進や学習機会の提供を行ってきたほか、人権尊重やジェンダー平等に関する市民の自主的な活動の広がりが、社会全体の意識改革につながるよう、活動への支援を行ってきました。

令和3年（2021年）に札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市の調査」といいます。）の結果を見ると、男性は仕事、女性は家事や育児と考える人の割合が減少するなど、固定的な性別役割分担意識の解消が進みつつあります。一方で、男女の地位の平等感については、学校教育の場以外の全ての場において、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と考える人の割合が合わせて5割を超えたことから、私たちの働き方や暮らし方の中には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在していることがわかります。【図1・2】

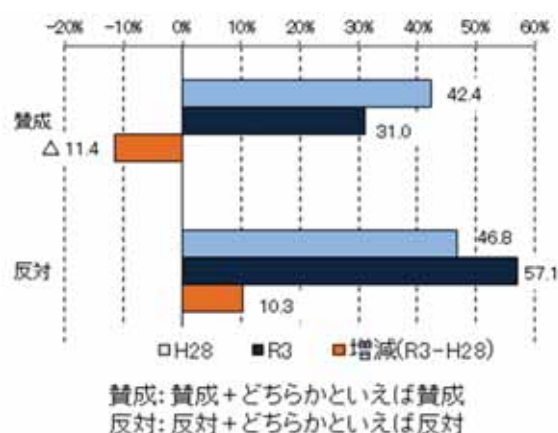


図1 「男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に対する意識」
(出典：R3市調査)

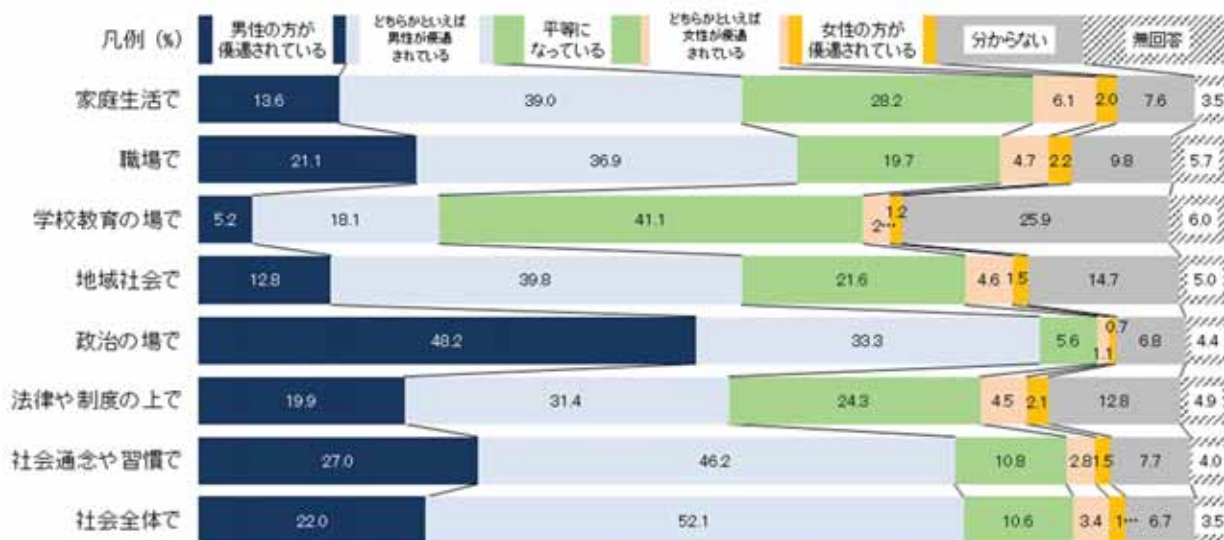


図2 「分野ごとの男女の地位の平等感」 (出典：R3市調査)

このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されるものであり、女性と男性のいずれにも存在することから、教育の場や啓発等を通して、男女双方の意識改革に取り組んでいく必要があります。

さらに、固定観念や無意識の思い込み等が原因となって引き起こされる問題の一つとして、職場等における様々な「ハラスメント」¹⁰があります。代表的なものとして、性的な言動によって引き起こされるセクシュアルハラスメント、また、優越的な関係を背景とした言動によって引き起こされるパワーハラスメントがあり、これらは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるもので一切許されない行為です。近年では、関係法整備等により、その防止対策も強化されているところです。

市の調査では、セクシュアルハラスメントを受けた人の割合は、女性が圧倒的に多く、加えて男性側も被害を受ける割合は上昇しているという結果でした。性別にかかわらず誰もが、加害者にも被害者にもならないための取組が必要です。【図3】

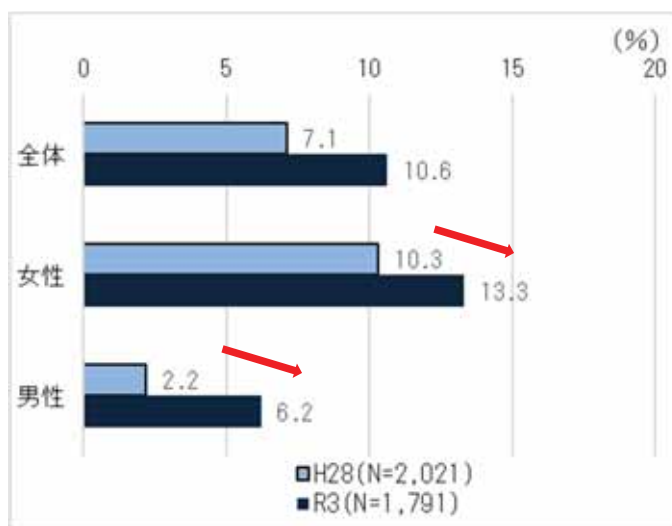


図3 「セクシュアルハラスメントを受けたことがある人の割合」 (出典：R3市調査)

¹⁰ 【ハラスメント】嫌がらせやいじめのこと。その態様により、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、大学や研究機関におけるアカデミック・ハラスメントなどがある。加えて、最近では、セクシュアルハラスメントの一つとして、性自認や性的指向に関するハラスメント、いわゆる「SOGI (ソジ) ハラスメント」が問題となっている。

人権尊重や男女共同参画推進の阻害要因となりうる、固定的な性別役割分担意識や固定観念等の存在に気付く機会となるような情報を発信し、幅広い世代の市民に教育や学習の機会を提供し続けていくことで、着実に社会全体の意識改革を進めていきます。

【施策の柱】

(1) 人権教育やジェンダー平等に関する教育・学習の推進

○学校教育活動を通じて、児童生徒に対し、一人一人が自他の人権を尊び、互いの個性や多様性を認め合うことを基盤とした人間尊重の教育を推進します。

○子どもから大人までの幅広い市民にジェンダー平等についての理解を深めてもらえるよう、ジェンダー平等に関する身近な課題の学習ができる機会を提供します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
人間尊重の教育	「人間尊重の教育」のガイドラインに基づき、一人一人が自分が大切にされていると実感できる学校づくりについて、教職員の意識向上、校種間の連携による取組、子ども自身の振り返りの手だての構築を図ります。	教育委員会 学校教育部
子ども・若者への男女共同参画啓発事業	未来の男女共同参画社会の担い手である子ども・若者に対し、それぞれの年代や環境に合ったアプローチで、子ども・若者特有の課題を取り扱うなど工夫し、意識啓発を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画について市民の理解を深めるため、パネル展や講演会、ワークショップ等の各種啓発事業を行います。	市民文化局 男女共同参画室
さっぽろ市民カレッジ	市民の自己充実や生きがいづくりを支援し、学習の成果を地域社会の発展などにつなげるため、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供します。当該事業の中で、起業やビジネススキルアップ、社会技能の向上に資する講座を開講し、多様な生き方の選択や社会進出を支援します。	教育委員会 生涯学習部

【施策の柱】

(2) ジェンダー平等の視点に立った活動への支援

○ジェンダー平等の達成に資する活動を行う市民や団体等に対し、活動・交流の場の提供や、情報発信等を通じた活動支援を行います。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女共同参画活動団体への支援	男女共同参画に関わる活動を行う市民活動団体の活動支援を行います。また、団体が男女共同参画の視点を持ちながら活動を継続していくために必要な団体運営や資金調達に関する研修の実施や情報提供を行います。	市民文化局 男女共同参画室
男女共同参画活動団体とのネットワーク構築・強化	男女共同参画に関する活動を行う市内外の団体、機関とネットワークを構築し、情報交換・意見交換、各種事業の連携を図ります。	市民文化局 男女共同参画室

【施策の柱】

(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実と情報提供

○家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画が推進されるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。

○市民の自主的な活動や交流を促進するため、男女共同参画に関する各種情報の収集・情報提供を行います。また、ジェンダー平等や女性のエンパワーメント支援に関する国際的な取組など、国際的な動向を意識した情報発信に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女共同参画センター相談事業の推進	家庭や社会の中で生じる様々な問題に対して、各種相談を通し、相談者自らが解決できる力をつけるよう適切なアドバイスを行います。	市民文化局 男女共同参画室
テクノロジー分野における男女格差の解消	情報化社会の中で男女が共に自立した生活が行えるよう、テクノロジー分野における男女格差の解消につながるような情報提供や学習機会の提供を行います。	市民文化局 男女共同参画室

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

多様な視点を持って社会情勢の変化に対応できる活力を生み出し、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を実現していくためには、生活のあらゆる場面において男女共同参画の視点が反映されることが重要です。働く場においてはもとより、家庭や地域活動など人々の身近な生活の場にも男女共同参画の考えが浸透するような取組を進めます。

基本的方向1 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男性ばかりではなく、女性も対等な立場で政策・方針決定過程に参画し、女性活躍が進むことは、社会経済情勢の変化による人々の価値観の多様化にも、様々な視点を持って対応することが可能となり、暮らしやすく活力のある社会の実現につながります。

しかし、令和4年（2022年）7月に公表されたジェンダー・ギャップ指数において、日本は、政治・経済分野での男女格差を理由に146か国中116位という結果となり、日本の女性の活躍推進は諸外国と比べ、大きく後れを取っています。【図4】

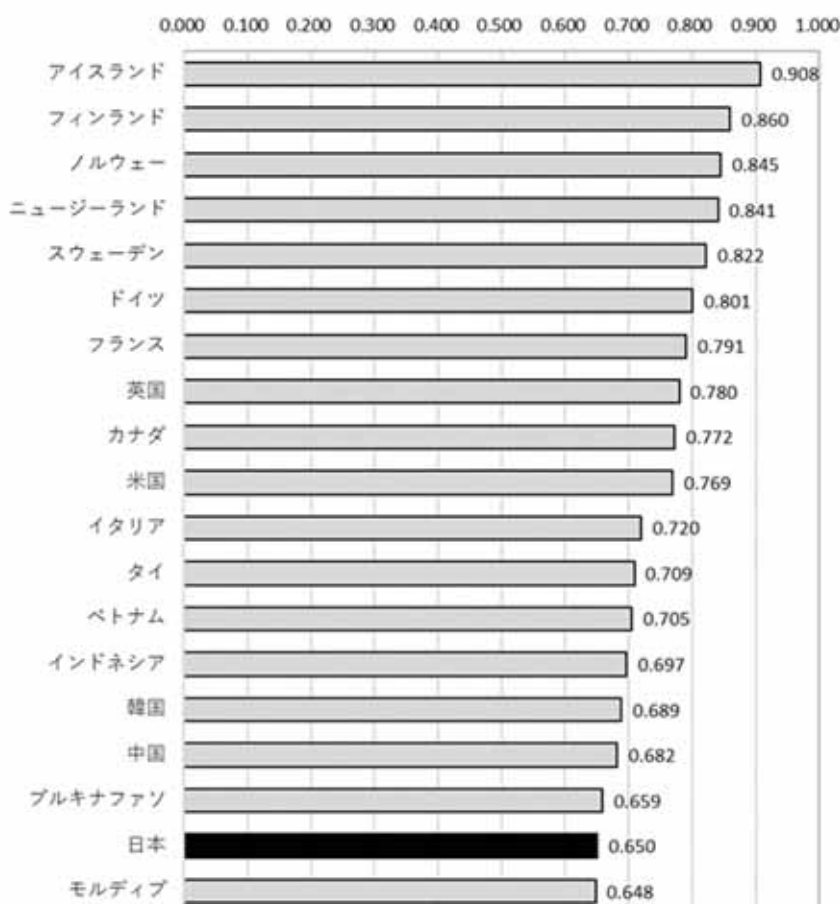


図4 「ジェンダー・ギャップ指数」(2022年)
(出典: Global Gender Gap Report 2022 から札幌市作成)

一方、札幌市は、政令指定都市の中で最も女性人口の割合が高いという特徴を持つことから、政策・方針決定過程への女性の参画拡大など女性活躍の環境づくりを強力に推し進める必要があります。しかし、管理的職業従事者に占める女性の割合は15.3%にとどまり、全国平均よりも低い水準にあります。また、札幌市役所内部においても、市職員の女性管理職割合は徐々に向上しているものの16.5%にとどまり、審議会等委員の女性登用率についても目標である40%に届かない状況が10年以上続いているなど、女性の活躍機会が十分に確保されているとは言えません。【図5・6・7】

まずは市役所が率先して、女性活躍の機会確保に積極的に取り組むことで、社会全体の機運の醸成につなげていくことが求められます。

図5 「「管理的職業従事者」における女性の割合（札幌市）」
 (出典：総務省「R2 国勢調査」)

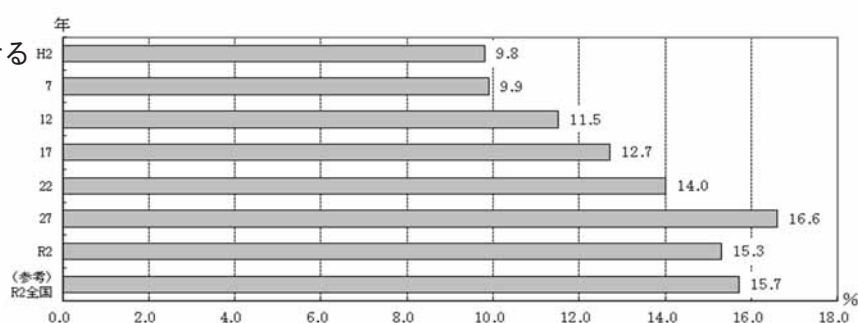


図6 「審議会等への女性登用率」

(出典)
 札幌市：札幌市市民文化局資料
 北海道：北海道資料より作成
 国：内閣府資料より作成

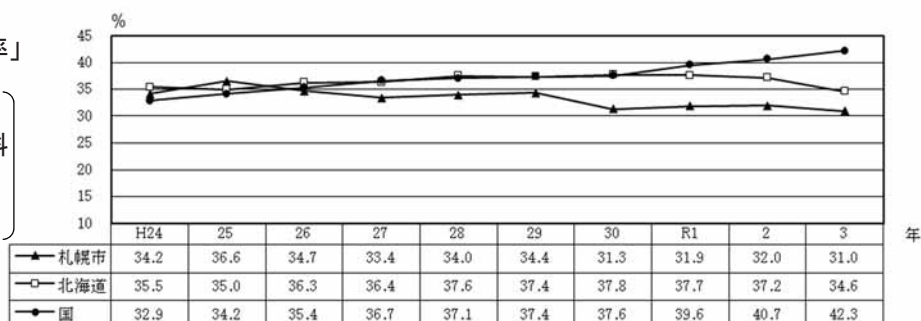
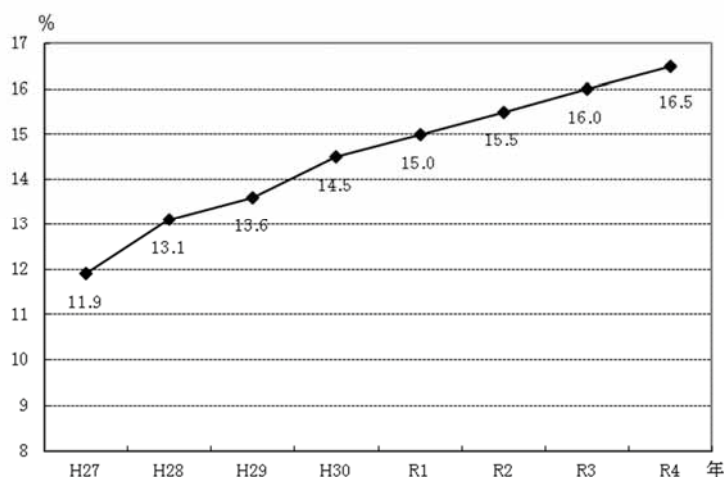


図7 「札幌市職員の女性管理職の割合」
 (出典：札幌市総務局資料)



また、働く場における男女共同参画の実現に向けては、女性の活躍推進と並行して、男性の活躍の場を家庭に広げることが重要です。市の調査によれば、男性の育児・介護休業の利用について「賛成だが、現実的には取りづらいと思う」という回答が圧倒的に多く、男性の育児・介護休業の利用が少ない理由については、「休業制度を利用しにくい職場の雰囲気があるから」という回答が最も多い結果となり、男性が積極的に家庭に参画しにくい雰囲気や慣行が根強く残っていることがわかりました。【図8・9】



図8 「男性が「育児休業」や「介護休業」を利用することについて」（出典：R3市調査）



図9 「育児休業・介護休業を利用する男性が少ない理由」（複数回答）（出典：R3市調査）

長時間労働慣行の是正などによるワーク・ライフ・バランスの実現や、コロナ下で広まったテレワーク等多様な働き方の定着を推進することに加え、男性に対して、仕事上の責任は果たしつつ家庭参画も促していくことは、男女が共に仕事と家庭を両立できる職場環境をつくるために重要なことであり、こうした働き方改革に取り組む意識が市内企業に広がるよう、企業に対する支援を行っていくことが求められます。【図10】

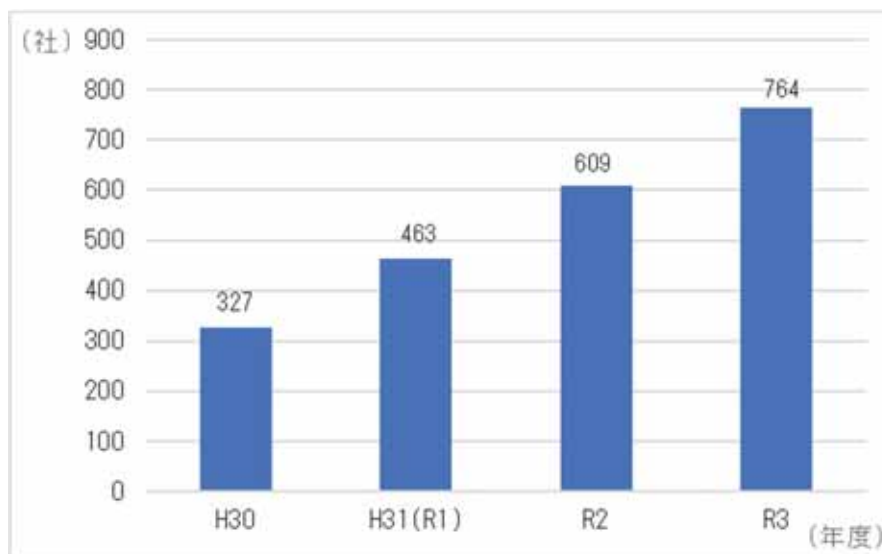


図10「ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度認証企業数（累計）の推移」
（出典：札幌市市民文化局資料）

【施策の柱】

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

○札幌市の審議会等委員への女性の参画を促進し、登用を拡大することで、多様な視点による市政の政策形成がなされるよう、引き続き取り組みを続けます。

○市役所自らが率先して女性職員の登用を推進します。また、女性職員の活躍を後押しする支援や働きやすい環境整備等にも取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
審議会等委員への女性の登用促進	市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性の登用の目標を40%とし、この目標値の早期達成を目指します。	市民文化局 男女共同参画室
札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	市女性職員の積極的な登用や職域拡大に努めます。	総務局職員部
市職員の昇任意欲を喚起する取組	男女を問わず多様で有能な人材の登用が組織の活性化や市民サービスの向上につながることから、市職員の昇任意欲を喚起する取組を推進します。	人事委員会事務局

【施策の柱】

(2) 更なる女性活躍推進のための意識改革

○働く場において、女性活躍に関する環境整備や働き方改革等の取組が一層推進されるよう、企業等に向けたセミナー等啓発事業を実施します。また、こうした取組が市内企業に広く浸透するよう、先進的な取組事例等の情報提供や効果的な広報を実施します。

○男女共同参画に関する意識が社会全体で高まり、働きやすい職場環境の整備が更に推進されるよう、様々な立場の市民に対して必要な情報発信や広報啓発を実施します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女が共に活躍するための意識啓発	男女が共に働きやすい社会を目指し、札幌市の女性を取り巻く環境の実情や、様々な活躍の形を共有することに加え、女性に限らず、男性や企業、学生などが様々な立場から課題解決の方向性や方策を見出す場として、官民協働のフォーラム等を開催します。	市民文化局 男女共同参画室
女性の継続就業に関する啓発	男女双方の労働者が仕事と家庭の両立を進められるよう男女雇用機会均等法や育児介護休業法の一層の周知徹底を図るほか、制度・仕組みづくりやマネジメントについての学習機会を提供するなど、女性が継続して働き続けられるような啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室

【施策の柱】

(3) 女性の活躍に積極的に取り組む企業等への支援

○ワーク・ライフ・バランスの実現や女性の活躍推進に取り組む企業について、その取組状況に応じて認証し、情報発信することで、企業の取組を紹介する機会を提供するとともに、助成金支給や契約上の優遇等の支援を行います。

○多様で柔軟な働き方を導入し、働きやすい環境整備に取り組む企業への支援を行います。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度の運用	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を独自の基準で認証する「札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度」の運用を行い、多様な支援を実施するほか、認証取得企業の広報啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室
育児休業取得助成事業	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を応援するため、ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業を対象に、一定の要件を満たした企業への助成を行います。	子ども未来局 子ども育成部
ワーク・ライフ支援事業	企業や組織におけるダイバーシティ推進や女性活躍推進、男性の育休取得促進などを企業に働きかけます。また、起業、副業など、柔軟な働き方を支援し、新しい価値を創造するビジネスの創出を促進します。	市民文化局 男女共同参画室
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業の認証を取得した中小企業への融資	一般中小企業振興資金の「札幌みらい資金」において、札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業の認証を取得した中小企業に対して金融支援を行います。	経済観光局 産業振興部

基本的方向2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援

【現状と課題】

女性活躍を推進するためには、働く場における意識改革や環境整備を進めることだけでなく、仕事と両立可能な家庭環境の整備も重要です。

市の調査によると、結婚している人が1日のうち家事（育児・介護含む）に要する時間について、女性の回答は「5時間以上」、男性の回答は「30分以上1時間未満」が最も多くなっています。【図11】

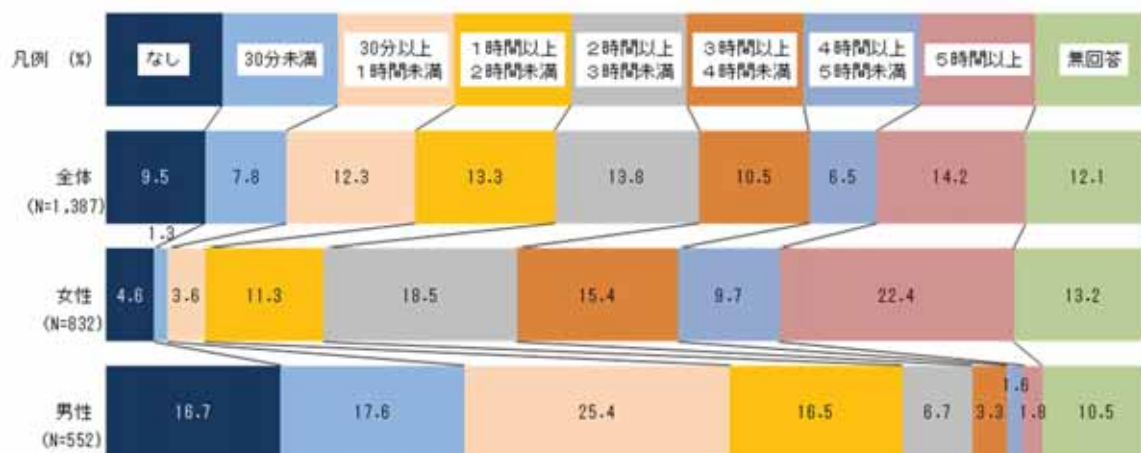


図11 「結婚している人が、1日のうちで家事に要する時間（育児、介護を含む）」（出典：R3市調査）

また、家族のケアに関するその他の調査においても、女性の育児休業取得率 88.2%に対し、男性は 10.2%であるほか、主な家族介護者の男女別比率は、その約 62%が女性であるなど、家事・育児・介護の責任は大きく女性に偏っていることがわかりました。【図 12・13】

	全国		北海道	
	女	男	女	男
28	81.8%	3.16%	82.5%	2.5%
29	83.2%	5.14%	81.5%	2.2%
30	82.2%	6.16%	91.3%	3.5%
R1	83.0%	7.48%	92.1%	4.5%
2	81.6%	12.65%	91.6%	5.9%
3	85.1%	13.97%	88.2%	10.2%

図 12 「民間企業における育児休業取得率（全国・北海道）」
 （出典 全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」、北海道：北海道「就業環境実態調査」）

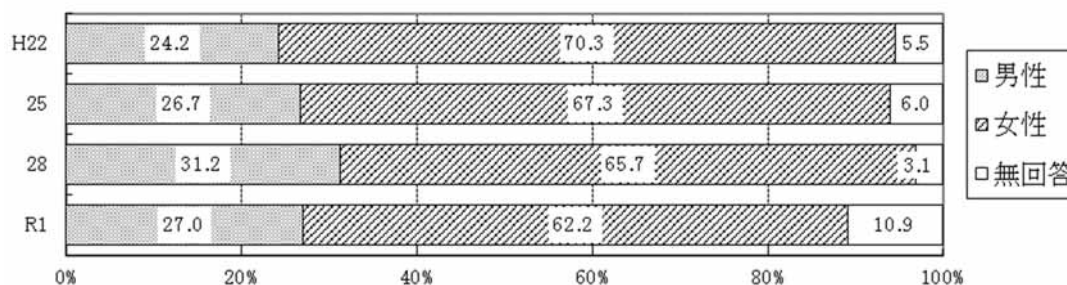


図 13 「家族介護における介護者の男女別比率（札幌市）」
 （出典：札幌市保健福祉局「要介護（支援）認定者意向調査」）

こうしたことから、男性に対しては、家事・育児・介護に関する必要な情報の発信や意識啓発を行うなど、家庭参画への意識を高め、行動につなげていく取組が必要です。

また、家族のケアにおいて過度な負担を軽減していくためには、保育施設等の充実やそれに伴う保育人材の確保、介護サービスや相談体制の充実が重要です。

ライフスタイルの変化に応じた多様なニーズや、ダブルケアなど複合・複雑化するニーズに対応するための支援体制が求められています。

【施策の柱】

(1) 男性の家庭生活への参画の促進

○男女が共に就業しながらも、主体的に子育てや介護を担う意識を高めるためのきっかけづくりや啓発に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
家庭責任の分担意識に係る啓発	男女共同参画社会の実現のために、男性に対し、家庭内での家事・育児・介護などの意識を深めることを目的に各種啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室
マタニティ教室	核家族化や共働き世帯の増加に伴い、夫婦で協力して育児ができるよう、初めてのお産を迎える妊婦とその夫を対象に、育児に関する講話と実習を各区保健センターで実施します。	保健福祉局 保健所
ワーキング・マタニティスクール	勤労している初妊婦及び配偶者に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発や育児と仕事の両立を支援するために、妊娠中の健康管理や育児に関する講話、交流の機会等を提供します。	保健福祉局 保健所
父親による子育て推進事業	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育て参加に関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	子ども未来局 子育て支援部

【施策の柱】

(2) 就業しながら子育てや介護ができる支援の充実

○各家庭の多様なライフスタイルに対応するため、保育サービスの充実や介護支援機関の機能強化、保育・介護の環境基盤となる施設整備、それに伴う人材確保等支援に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	高齢者を始めとする市民からの相談や、医療・介護・住民組織など関係機関からの相談への対応、介護離職を防止する観点から仕事と介護の両立不安等に対する相談体制の強化を行うなど、高齢者の健康と福祉の向上、権利擁護、介護者支援、ケアマネジャー支援など、地域包括ケアの充実に努めます。	保健福祉局 高齢保健福祉部
区保育・子育て支援センター事業	安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、従来の保育所機能に加え、子育てサロンを始めとする様々な子育て支援機能を有する施設を整備し、子育て家庭に対する支援を進めます。	子ども未来局 子育て支援部
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、疾病などの事由により一時的に生活援助が必要な場合若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合、又は乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等、生活援助が必要な家庭に家庭生活支援員を派遣します。	子ども未来局 子育て支援部
病後児デイサービス事業	子育てと就労の両立を支援するため、病気回復期にあつて集団保育が困難な児童を、勤務の都合等により、家庭で保育できない保護者に代わり、病院等に付設した施設で一時的に預かる事業を推進します。	子ども未来局 子育て支援部
保育士等支援事業	潜在保育士の復職や求職と求人のマッチング等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	子ども未来局 子育て支援部

基本的方向3 多様な働き方への支援

【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。性別にかかわらず働きたいと考える全ての人が、能力を十分に発揮できることが重要です。

しかし、女性の労働力率を見ると、結婚や出産期に当たる30代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブの問題を抱えています。近年では、女性活躍

推進法などの法整備を始め、企業の取組や保育の受け皿整備、女性が職業を持つことに対する意識の変化等を背景とした女性の就業拡大により、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけて全ての年代で労働力率が上昇し、M字カーブの解消が進みましたが、男性と比べると、依然として30代を中心に労働力率の低下が見られます。

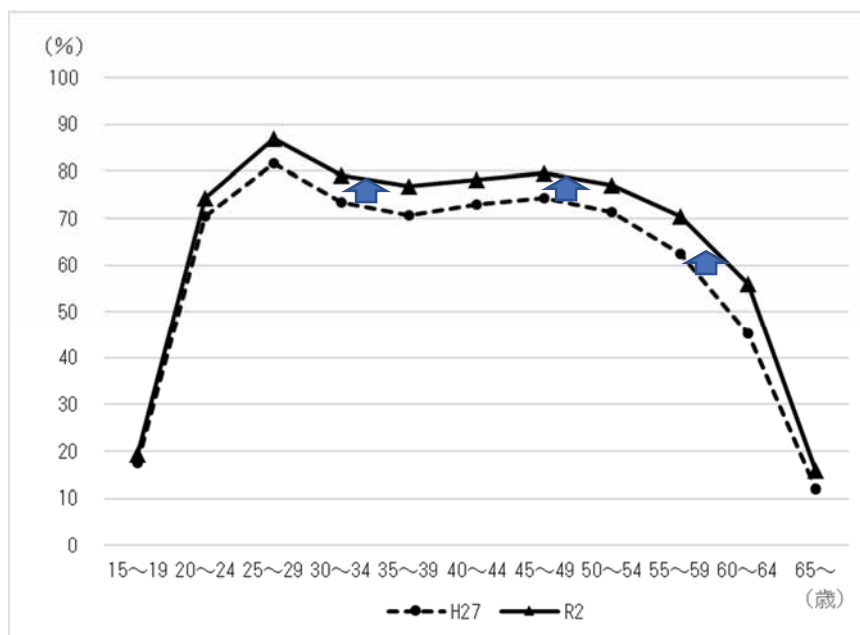


図14 「女性の労働力率（札幌市）」
（出典：総務省「国勢調査（不詳補完値）」）

また、育児や介護を理由に就業を希望しながら求職していない女性は、全国で171万人存在すると言われています。【図14・15】

このことから、子育て等で仕事から一定期間離れていた女性への再就職支援や、デジタル知識を含む就労に必要なスキルの習得支援等を通じて、働きたいと考える女性の潜在的な労働力を生かしていくことが重要です。

また、少子高齢化や共働き世帯の増加等により仕事と育児・介護等との両立ニーズが高まる中、一人一人の事情に応じた就労が可能となるよう、多様で柔軟な働き方の選択肢を増やすことも重要です。起業を始め雇用によらない働き方についても安心して選択できる環境の整備や支援が求められます。

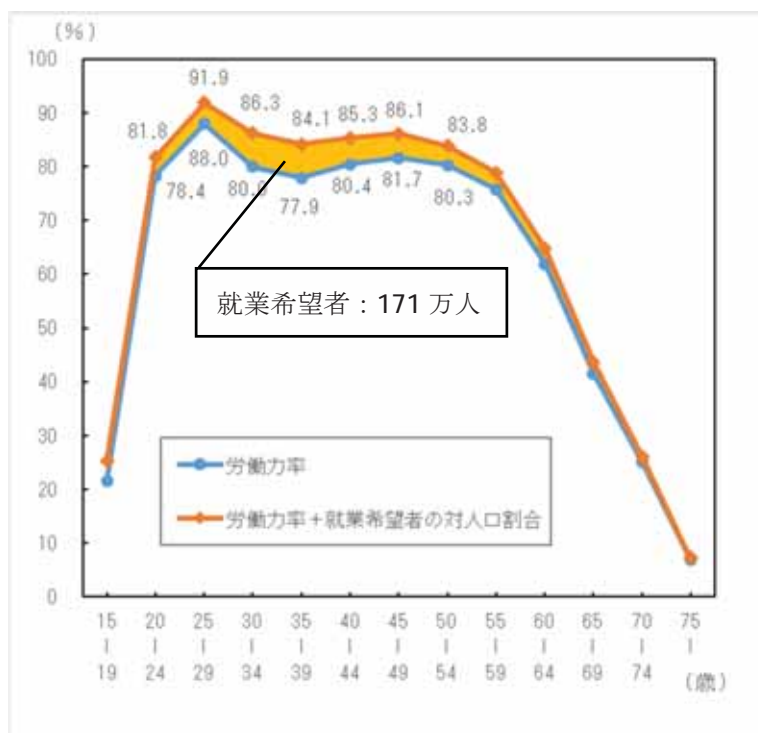


図15 「女性の就業希望者（全国）」
（出典：総務省「R2国勢調査」）

【施策の柱】

(1) 就業ニーズに応じた支援

○女性が就労するための能力開発支援や、再就職に向けた相談支援等による就業機会の拡大に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
就業サポートセンター等事業	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談または電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。	経済観光局 産業振興部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を行います。	経済観光局 産業振興部

【施策の柱】

(2) 起業に対する支援

○起業や経営に関する各種講座や相談、情報提供などを充実させ、女性が自分のライフスタイルに合った働き方をするための支援に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
女性のためのコワーキングスペース事業	起業を含めた柔軟な働き方を支援することを目的に、コワーキングスペースを運営します。	市民文化局 男女共同参画室
女性の起業に対する支援	女性中小企業診断士による相談窓口を開設し、女性の起業や経営に関する相談を受けることにより支援します。	経済観光局 産業振興部

基本的方向4 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域は、高齢者、障がい者、子どもなど多様な人々の身近な暮らしの場であり、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、様々な活動が行われています。しかし、これまで、その活動の多くは女性が担う一方で、町内会や地域団体の会長など活動の中核を担う職については、男性が担う傾向にありました。

しかし、地域における高齢化や多様化する課題・ニーズに対応するためには、性別や年齢等によって役割を固定化するのではなく、様々な視点を持つ担い手を確保し、その意見を取り入れていくことが重要です。【図16】

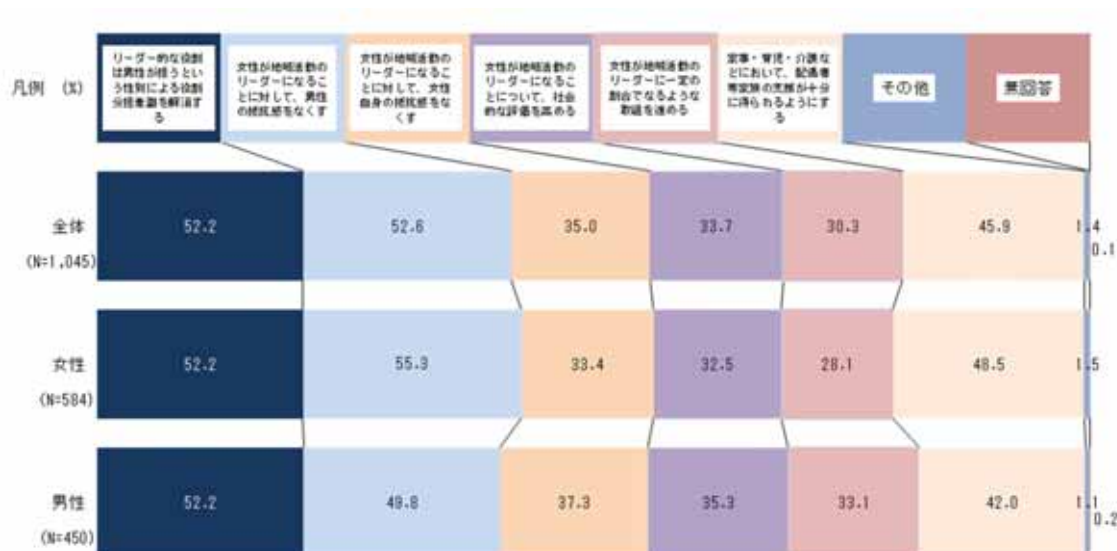


図16 「地域活動のリーダーとして女性の参画を促すために必要なこと」(複数回答)
(出典：R3市調査)

特に、地域防災活動においては、大規模災害が発生した場合、平常時における固定的な性別役割分担意識に起因して、女性や子どもなど脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることが指摘されています。そのため、女性の視点を取り入れた避難所運営などの取組のほか、防災を担う女性リーダーの活躍を推進するなど、防災現場への女性の参画拡大が重要です。

災害時はもちろん、平常時の地域活動においても、日頃から男女共同参画の考えを共有し、リーダーとしての女性の地域活動への参画やその環境整備など、地域における男女共同参画を進めることが必要です。

【図17】

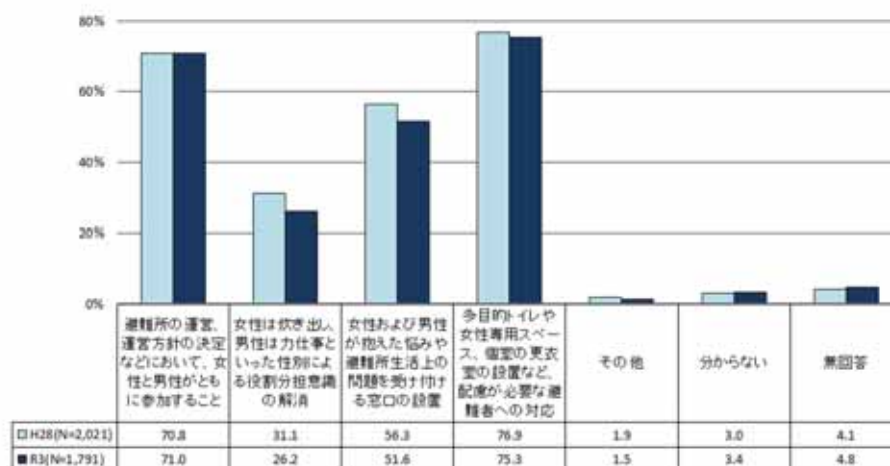


図17「避難所運営において男女共同参画の視点から必要な配慮」（複数回答）
（出典：R3市調査）

【施策の柱】

(1) 地域活動での男女共同参画の機運の醸成

○性別などにかかわらず多様な人材が参画し、男女共同参画の視点が反映された地域活動が進むよう、意識改革に向けた啓発等に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	区や地域の特性を生かした笑顔があふれる地域づくりを推進するため、男女共同参画の促進を含めた様々な地域の主体的なまちづくり活動に対し、区への予算措置による支援を行います。	市民文化局 市民自治推進室

【施策の柱】

(2) 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

○災害対応に当たり男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、平常時からの意識醸成を図ります。また、災害時に男女共同参画センターが男女共同参画の視点から効果的な役割を果たすことができる体制を構築します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	避難所運営研修や男女共同参画意識啓発の機会を捉えて、男女共同参画の視点での災害対応について考える機会を創出し、平常時からの意識醸成を図ります。	市民文化局 男女共同参画室

基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進等により、男女が等しく個人としての人権が尊重される社会の実現はもちろんのことですが、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性自認や性的指向に関する事等も含め、多様な人々を包摂する社会を実現し、誰もが尊厳と誇りを持ち安心して生きられるよう取組を進めます。

基本的方向1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

暴力は、重大な人権侵害であり、男女にかかわらず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、男女の社会的・経済的な格差の是正も含め、その根絶に向けた対策が必要です。

市の調査によると、DV（ドメスティック・バイオレンス）について「自分が直接経験したことがある」と答えた割合は、前回調査よりも上昇していることがわかりました。DV被害者の多くは女性で、さらに配偶者間での傷害や暴行など犯罪事件における被害者の約9割も女性¹¹という深刻な状況にあります。また、男性の被害経験の増加も目立っており、女性への支援はもちろんのこと、男性や性的マイノリティの方々も含めた全ての被害者への対応が求められます。

DV被害を潜在化させないためには、まずは、被害者自身が被害を受けていることを認識することが必要であり、加害者にも被害者にもならないよう若年層からの予防啓発や、DVには身体的な暴力以外にも様々な暴力があるという認識を浸透させる取組が重要です。【図18・19】

19】

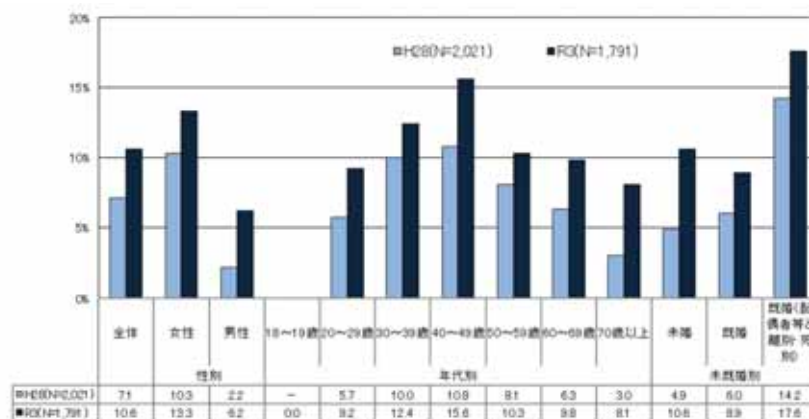


図18 「DVを経験したことがある割合」
(出典：R3市調査)

¹¹ 検挙件数のうち女性配偶者の被害が88.9%を占めている。(出典：内閣府 令和3年版男女共同参画白書I-7-2図「配偶者間における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者の男女別割合(検挙件数、令和2(2020)年)」)

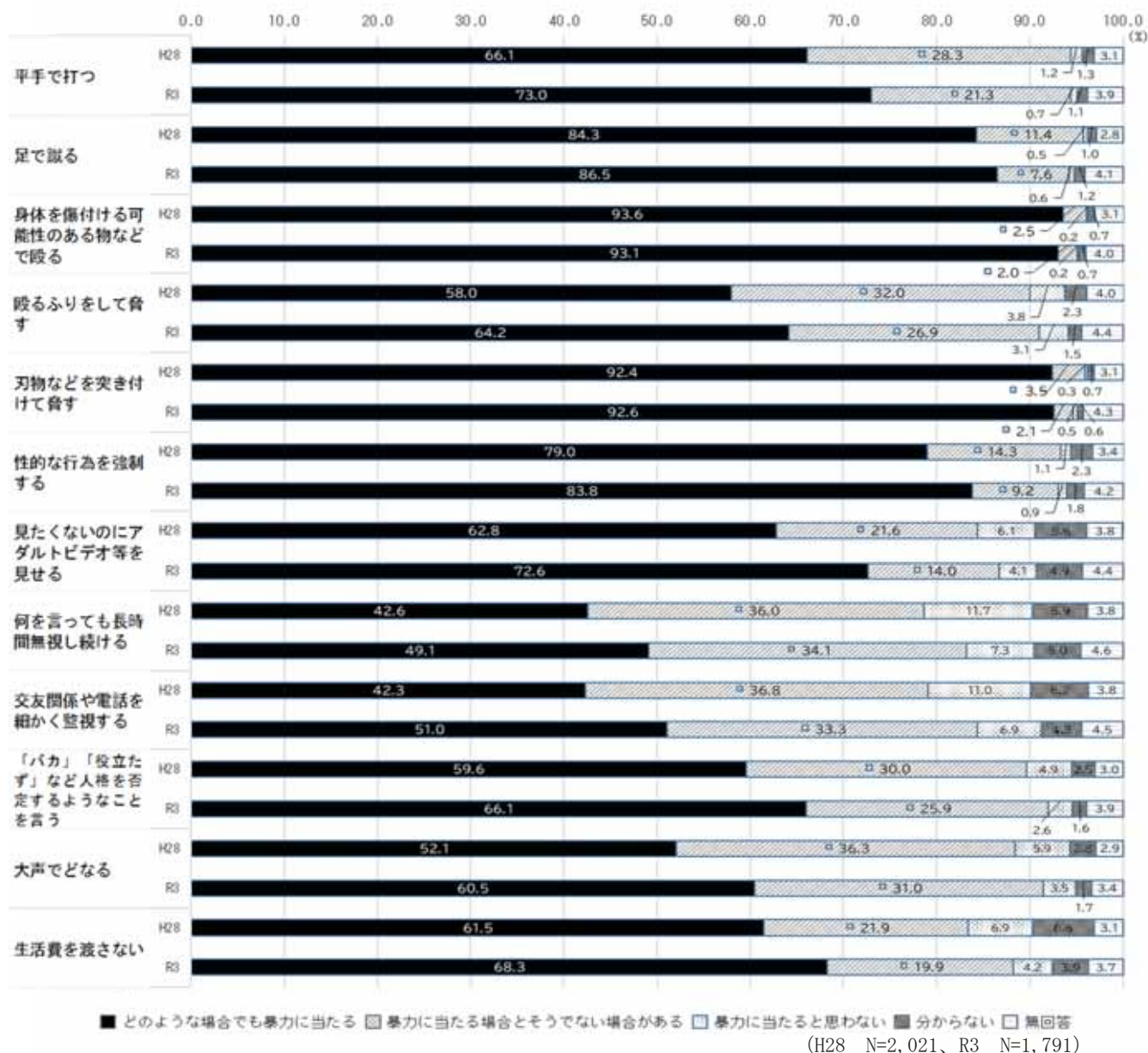


図19「配偶者や恋人から行われた行為の暴力としての認識」(出典：R3市調査)

さらに、被害者がつながりやすい相談体制の整備も重要ですが、市の調査によれば、DV被害を受けた際の相談窓口として、「札幌市配偶者暴力相談センター」や「各区役所」の認知度は低いままです。DV被害が深刻化する前に、早期の相談につながるよう、行政等公的相談機関が広く認知されるような取組や相談体制の充実が求められます。【図20・21・22】

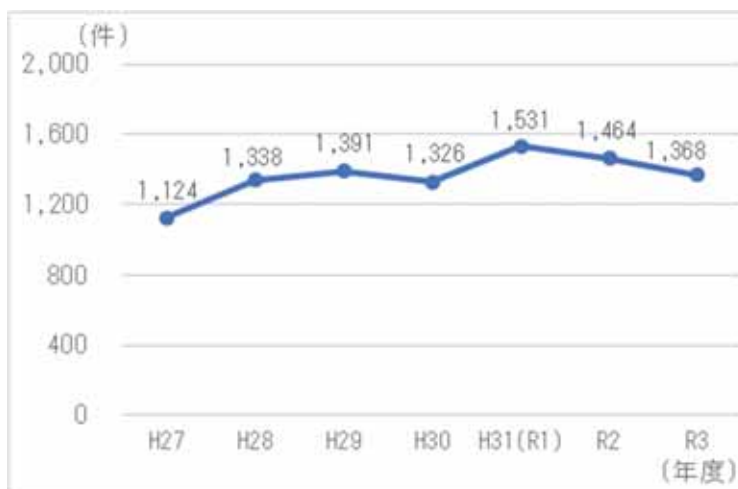


図20「札幌市配偶者暴力相談センターにおける相談件数」(出典：札幌市市民文化局調べ)

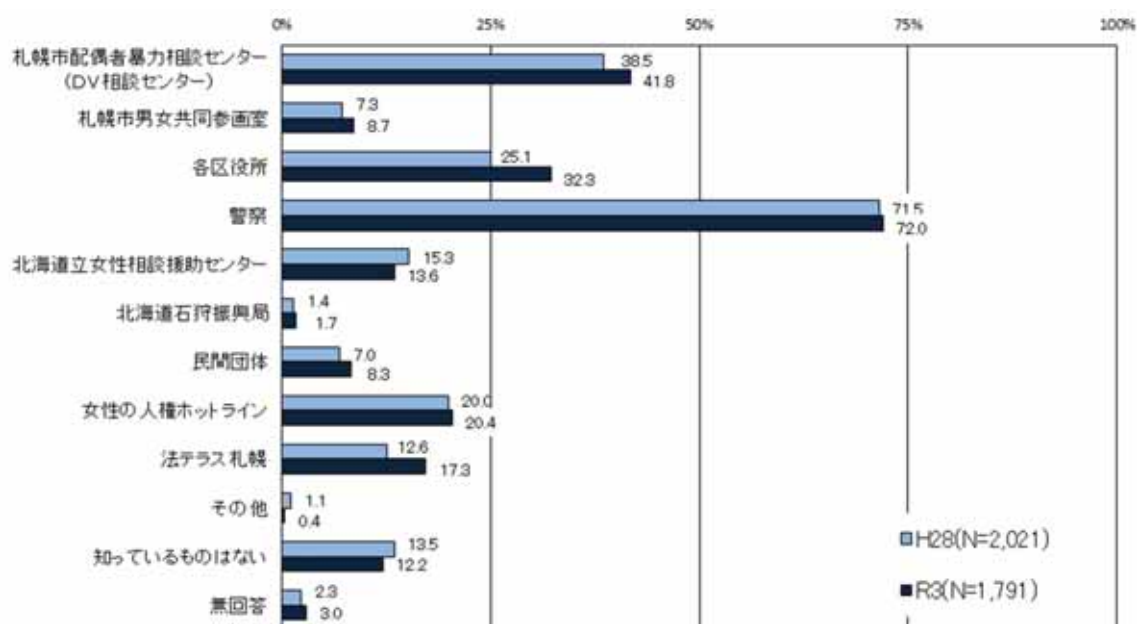


図 21 「DVの相談窓口の認知度」 (複数回答) (出典: R3 市調査)

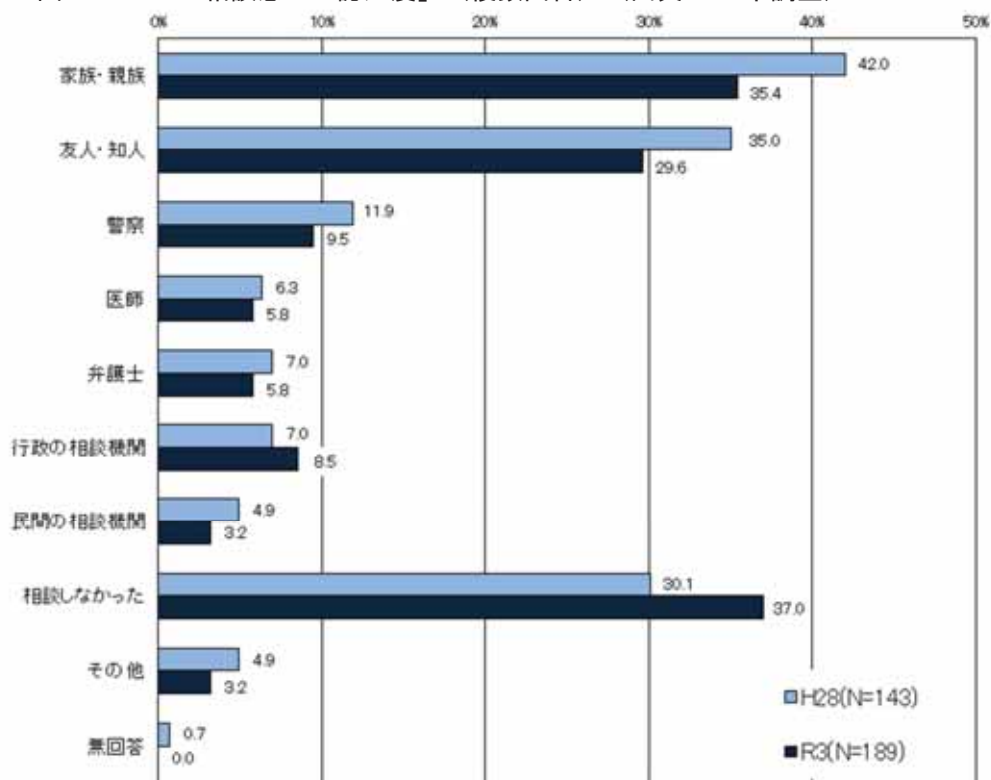


図 22 「DVを経験した際の相談先」 (複数回答) (出典: R3 市調査)

また、DV被害者が安心して自立した生活を送るためには、被害者の安全確保はもとより、住居や就業等の生活支援など、被害者及びその子どもが安心して暮らせる環境を整えるための様々な支援が必要です。引き続き、関係機関と連携しながら、適切な情報提供や支援の充実に取り組んでいきます。また、被害者支援の一環として、現在、国において調査研究・試行実施段階にある「配偶者暴力加害者プログラム」についても、国や他自治体、プログラム実施団体での具体的な実施方法など情報収集に努め、試行実施における事例などを参考に今後必要とされる支援について検討していきます。

さらに、昨今では、情報通信技術（ICT）の進化やSNS等の広がりに伴い、これらを利用した女性に対する暴力の形態が多様化しているほか、複数の困難な状況を抱えていることにより性的、経済的に搾取され貧困に陥る若年女性が多く存在し、その貧困を理由とする性の商品化など新たな形の暴力に対して、的確な対応が求められています。

こうしたことを受け、国では、性暴力被害の防止や被害者の救済を目的とした、いわゆる「AV出演被害防止・救済法」¹²が施行されました。札幌市として今後は、女性のみならず、被害を申告しにくい状況にある男性や性的マイノリティの方々も含めた、より一層の相談体制の充実が求められるとともに、性暴力を未然に防止するため、若い世代に向けた更なる啓発を充実させる必要があります。【図23・24】

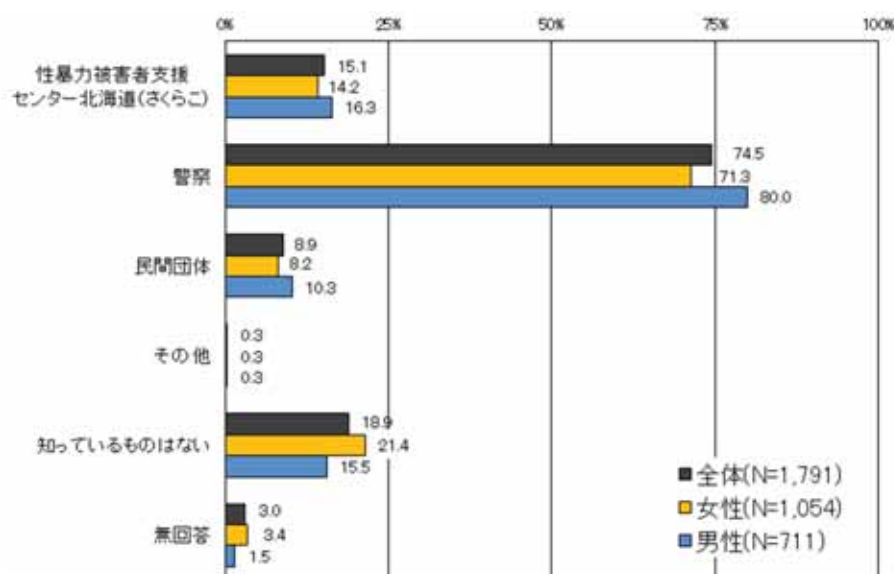


図23 「性暴力被害者の相談窓口の認知度」
(複数回答)
(出典：R3市調査)

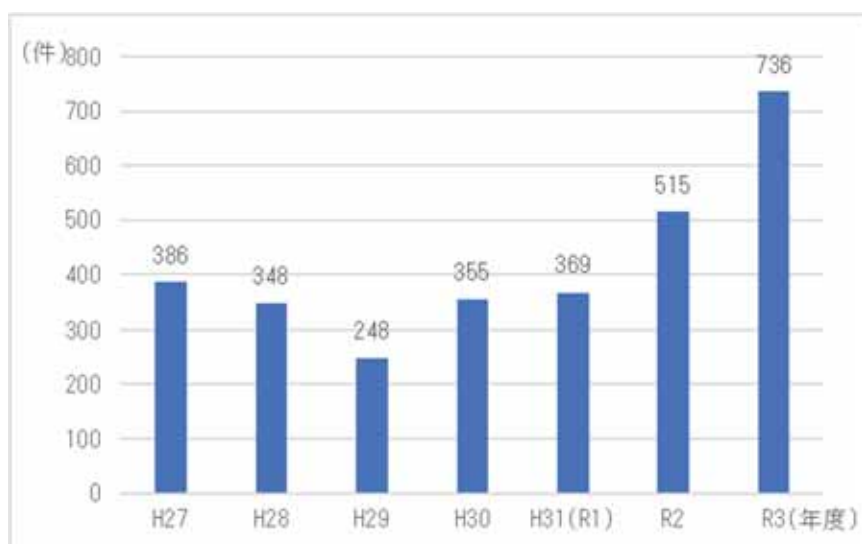


図24 「性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH(さくらこ)の相談件数」
(出典：札幌市市民文化局調べ)

¹² 【AV出演被害防止・救済法】正式名称は、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」。

【施策の柱】

(1) 暴力を許さない社会づくりの推進

○DVや性暴力などあらゆる暴力の防止に向けて、DV等に関する正しい知識・現状を、様々な媒体を利用して、関係部局と連携しながら効果的に周知や啓発をしていきます。

○DVを未然防止するため、若年層に向けた広報や啓発を実施します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。また、男女共同参画活動団体との共催による講演会の実施などセンターにおける普及啓発活動を進めます。	市民文化局 男女共同参画室
DV・性暴力根絶のための啓発事業	配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、区民の理解を深め意識を高めることを目的に、パネル展を行います。	区市民部
DV防止講座の実施	若者の交際相手からの暴力（デートDV）について正しく理解してもらうために、学校や教育委員会と連携した学生向けのDV防止講座を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
性に関する指導の充実	「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。	教育委員会 学校教育部

【施策の柱】

(2) DVに関する総合的な支援体制の強化

○札幌市配偶者暴力相談センターや区役所等関係機関と連携しながら、相談体制の充実、被害者の支援に取り組みます。

○DV被害者が加害者の追跡から逃れ、新たな生活を安心して始めるための支援を行います。

○暴力の影響により心身の回復に時間を要する場合や、経済的生活基盤を確立できずに貧困に悩む被害者に対して、関係機関と連携し、総合的な支援を進めていきます。

○DVの認識が広がることに伴い、今後多様化する相談にも的確に対応し、必要な情報提供を行うため、被害者相談や支援等を行う関係機関との連携強化に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	札幌市配偶者暴力相談センター等における相談業務を実施し、支援機能の充実に努めるとともに、配偶者暴力相談状況の検証を行い、相談体制の強化、相談内容に合わせた適切な情報提供や助言を行います。	市民文化局 男女共同参画室
自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	安全な住居の確保や離婚、子どもの養育、就業など様々な問題に直面する被害者に対し、適切な情報提供や助言を行います。	市民文化局 男女共同参画室
ひとり親家庭への経済的支援の推進	DV被害者がひとり親家庭等になった場合に、その経済的自立を促すため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、児童扶養手当及び児童手当制度の情報を提供し、支給等を行います。	子ども未来局 子育て支援部
配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	「配偶者からの暴力関係機関会議」の構成員の拡充など機能の充実に努めるとともに、情報交換やワーキンググループにおける個別事例の検討により、被害者や子どもへの適切な対応のための連携強化に努めます。	市民文化局 男女共同参画室

【施策の柱】

(3) DV被害者の子どもに対する各種支援の強化

○DVと児童虐待は密接な関係にあり、被害者やその子どもが、安心して生活できる環境を整えられるよう、学校や児童相談所等と連携し、切れ目のない対応を行います。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境（家庭、学校等）の問題に働きかけたり、関係機関等と連携するなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	教育委員会 学校教育部

子ども安心ホットライン	児童虐待を未然に防ぐため、児童相談所に24時間365日の相談受付体制を整備し、緊急案件のほか、養育相談等にも対応します。	子ども未来局 児童相談所
児童相談所・区役所家庭児童相談室	18歳未満の児童に関する各種相談を行います。また、家庭児童相談室で子どもの福祉に関する身近な相談に対応します。	子ども未来局 児童相談所
要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	要保護児童対策地域協議会に参加し、必要な情報の共有や連携を行います。	市民文化局 男女共同参画室

【施策の柱】

(4) 性暴力に関する啓発と被害者の支援

○潜在化しやすい性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるよう、若年層を中心に、相談窓口の周知啓発を実施します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
女性のための性暴力被害相談	精神的ダメージが大きく、一人でその苦痛を抱え込むことが多い性暴力の被害者が相談しやすい環境を整えるため、専門相談員による相談を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	重大な人権侵害行為である性暴力に関する正しい知識の普及と性暴力被害者のための相談窓口の周知のため、パンフレットや各種広報媒体などを活用し、普及啓発活動を進めます。	市民文化局 男女共同参画室

基本的方向2 多様な性のあり方への理解の促進と支援

【現状と課題】

典型的とされていない性自認や性的指向を持つ、いわゆる性的マイノリティの方々は、近年の民間調査などで人口の8%前後の割合で存在しているとされていますが、多様な性のあり方について周囲の知識や理解は、いまだ十分に進んでいません。このため、性的マイノリティの方々は、そうしたことを背景とした周囲の言動などにより、家庭、学校、職場を始め日常生活の様々な場面において深刻な困難に直面しています。また、周囲の理解が不十分であることが

原因で、本人の了解を得ずに他人に性自認や性的指向を暴露する、いわゆる「アウトティング」による重大な人権侵害も生じています。【図 25・26】

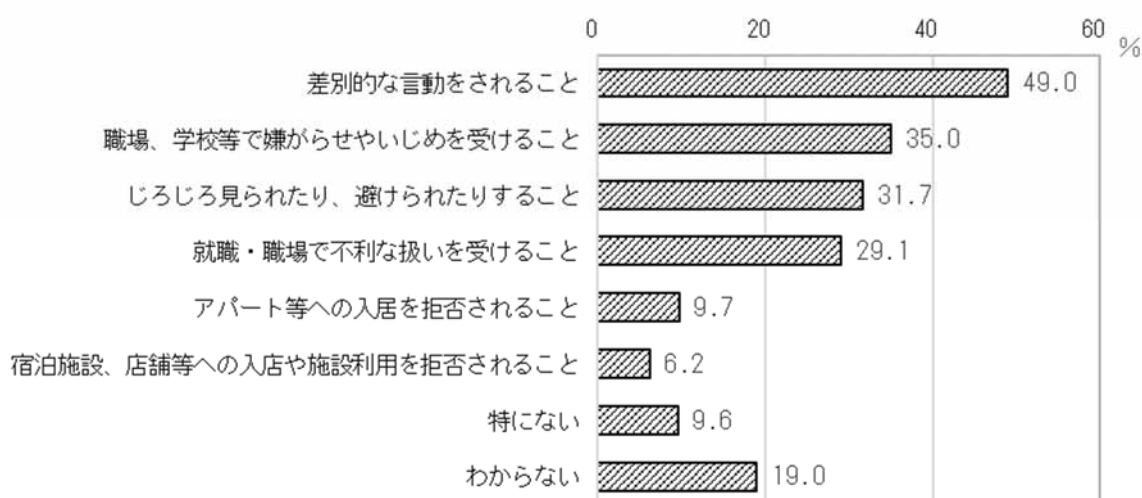


図 25 「性的指向に関し起きていると思う人権問題」（出典：内閣府「H29 人権擁護に関する世論調査」）

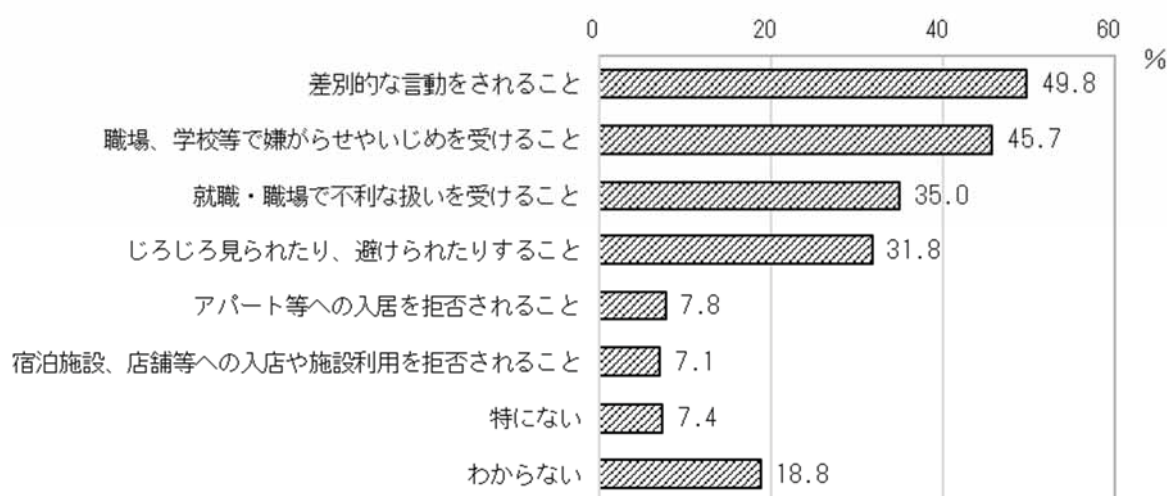


図 26 「性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題」（出典：内閣府「H29 人権擁護に関する世論調査」）

札幌市では、性的マイノリティの方々の支援として、一方又は双方が性的マイノリティの二人の気持ちを受け止める取組として、平成 29 年度（2017 年度）に「札幌市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、併せて相談支援として電話相談「LGBTほっとライン」を行ってきました。また、働く場における性的マイノリティの方々への理解や取組が進むよう「LGBTフレンドリー指標制度」を実施してきましたが、市民にとっての認知度は十分とは言えない状況です。【図 27】

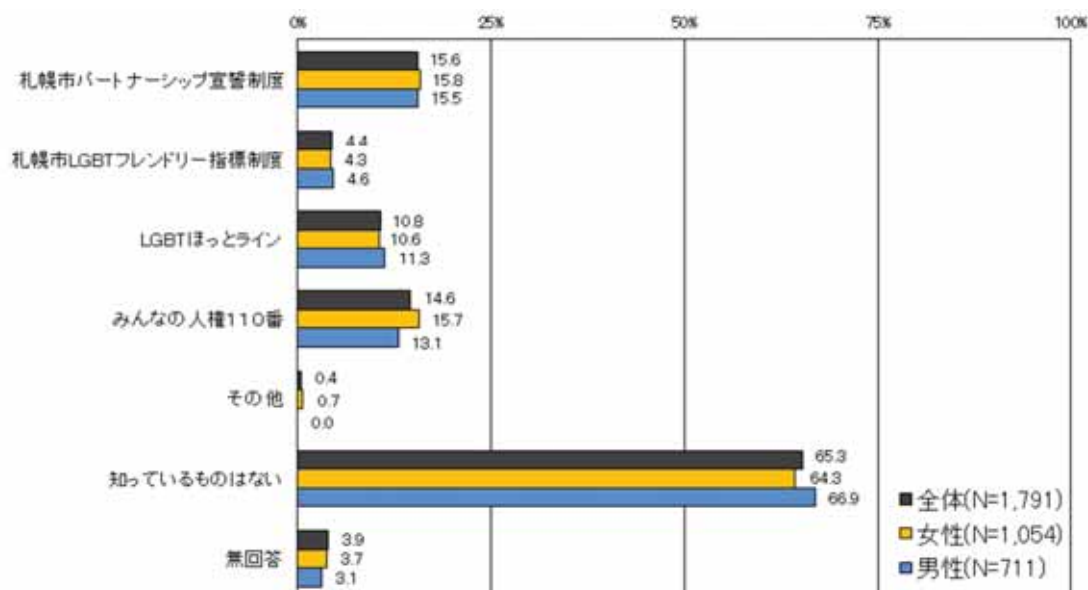


図 27 「性的少数者に関する制度や相談窓口の認知度」 (複数回答) (出典: R3 市調査)

また、性的マイノリティの方々に対する理解促進や支援のために、「職場や学校等における理解の促進」が必要と考える人が多く、誰もが生きがいと誇りを持つことができる社会の実現のためには、多様な性のあり方に対する理解が社会全体で広がっていくよう、取組を進めていく必要があります。【図 28】

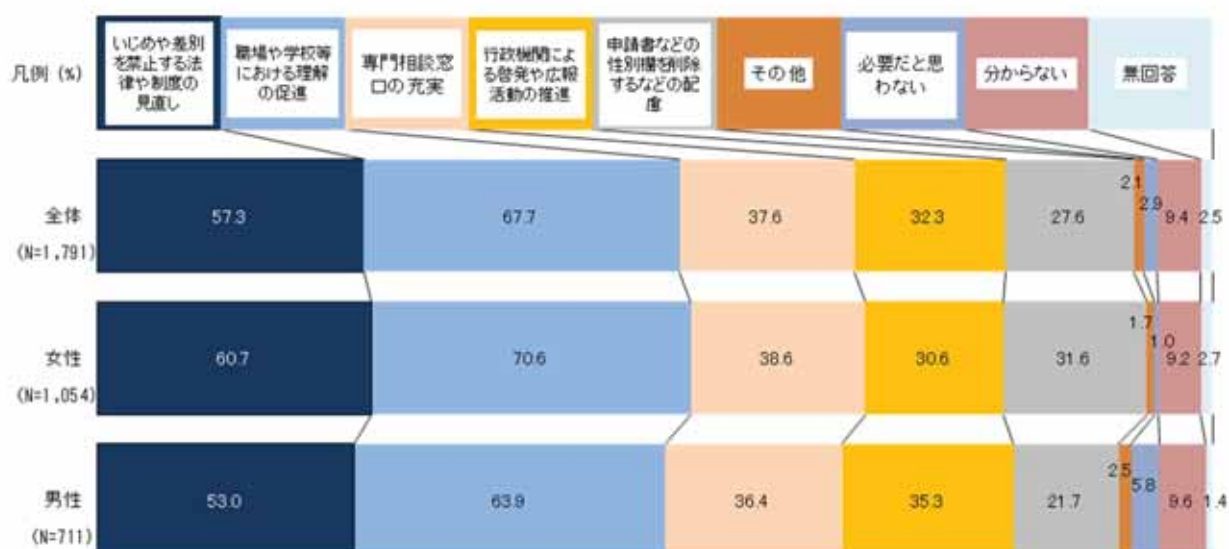


図 28 「性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なこと」 (複数回答) (出典: R3 市調査)

【施策の柱】

(1) 市民や企業等に対する啓発

○社会全体で、多様な性のあり方への理解が広がり、学校や働く場である企業などにおいて性的マイノリティの方々が安心して過ごせるよう、講演会等の実施など周知啓発に取り組めます。

○市役所内において、多様な性のあり方への理解が進み、適切な市民対応ができるよう、引き続き職員に対して庁内研修を実施していきます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
性的マイノリティの理解促進	性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室
LGBTコーナーの設置	LGBTコーナーを設置し関連図書を展示することで市民にLGBTに対する理解を深めてもらうとともに、当事者に対しては、情報提供に加え、図書館がLGBTフレンドリーな場所であることを周知します。	教育委員会 中央図書館
性的マイノリティに関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・職位に応じて必要な知識等を学ぶ研修において「性的マイノリティへの理解と配慮」に係る講義を実施し、職員の理解を促進します。 ・基本的な知識の習得、市民応対や職場において必要な配慮のポイントについて学ぶ職員向け研修を行います。 	総務局 職員部 市民文化局 男女共同参画室
人間尊重の教育に関する研修	教職員を対象に、人間尊重の教育に関する研修（人権課題としての性的マイノリティを含む）を実施します。	教育委員会 学校教育部

【施策の柱】

(2) 性の多様性を尊重するための支援・環境の推進

○パートナーシップ宣誓制度や相談事業などにより、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消に向けた支援を行います。

○社会全体で、多様な性のあり方への理解が広がり、性的マイノリティの方々が働きやすい環境整備を働きかけていくとともに、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体との連携や意見交換に積極的に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	性的マイノリティの方の思いを受け止めつつ、市民理解の増進及び人権尊重意識の醸成を図るため、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度を運用します。	市民文化局 男女共同参画室
性的マイノリティ電話相談事業	性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	性的マイノリティに関する企業での取組や対応を促すため、取組状況に応じて、LGBTフレンドリー企業として登録をします。登録企業の情報について、積極的に広報啓発を行います。	市民文化局 男女共同参画室

基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援

【現状と課題】

女性は日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることで様々な困難を抱えることが多いとされ、そうした女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた支援を受けられることが重要です。

令和2年度（2020年度）の女性の自殺者数が全国で増加したことについては、その背景に潜む経済的困難、生活不安やストレス、DV被害等様々な問題が、コロナ禍で深刻化した可能性がある指摘されています。【図29】

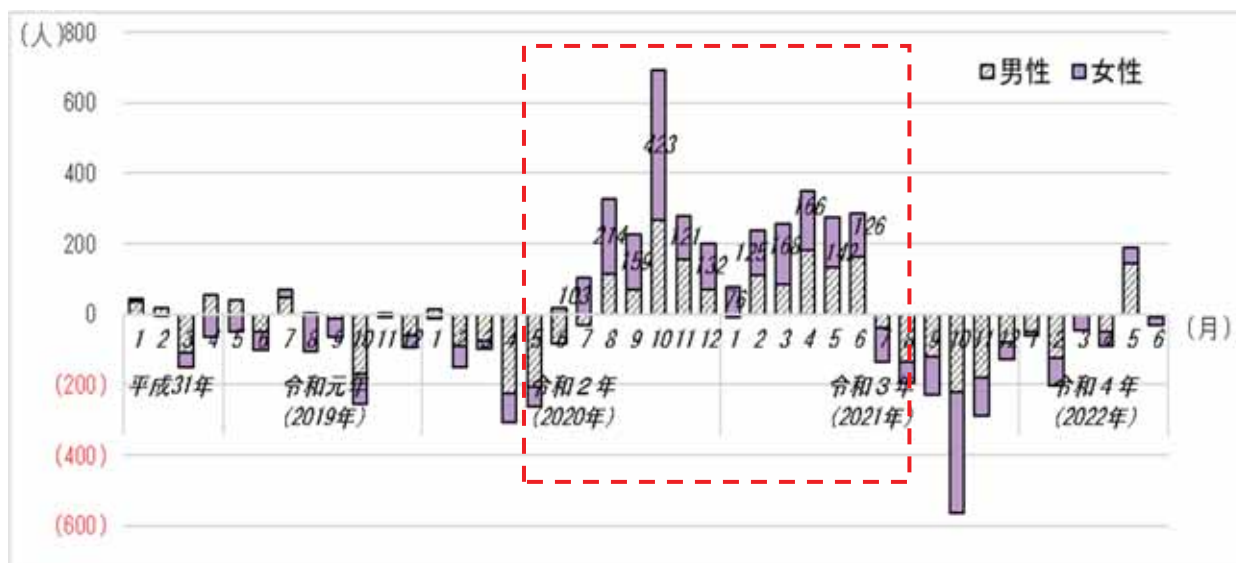


図 29 「全国の自殺者数の前年同月差の推移 (男女別)」 ※令和 4 年は 6 月末速報値
(出典：警視庁統計「自殺者数」より札幌市作成)

国においては、昭和 31 年（1956 年）に制定された「売春防止法」等を根拠として、婦人保護事業が行われてきましたが、生活困窮やDV、性暴力被害、家庭関係破綻など女性を巡る問題が多様化とともに複雑化し、複合化してきたこと、新型コロナウイルス感染症によりこれらの問題がより浮き彫りになってきたことを受けて、新たな支援の枠組みが要請され、令和 4 年（2022 年）5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が成立し、令和 6 年度（2024 年度）に施行予定となっています。とりわけ政令指定都市の中で女性の人口比率が最も高い札幌市においては、困難や不安を抱える女性への支援は重要な市政課題の一つであるという認識のもと、法律において求められている「市町村基本計画」の策定を見込み、取組を進めていく必要があります。

また、高度経済成長期に形作られた現在の社会保障制度・税制の多くは改変されてきていますが、女性を取り巻く家族の姿も変化し、人生も多様化する現代においては、制度等の恩恵を十分に受けられない人がいます。こうしたことから、女性の視点を踏まえた制度等の検討に加え、若年女性や単身中高齢女性、母子世帯などを始め、貧困等生活上の様々な困難や不安を抱える女性に寄り添った相談など、多様で切れ目のない支援が求められています。

札幌市の女性の就業状況を見ると、就業者数や有業率は徐々に増加しているものの、全国平均よりも低い水準となっており、その就業者の半数以上は、雇用や収入が不安定な非正規雇用労働者です。また、男女間の賃金格差については、札幌市は全国平均と同水準ですが、男性が女性の約 1.7 倍と格差は大きくなっています。【図 30・31・32】

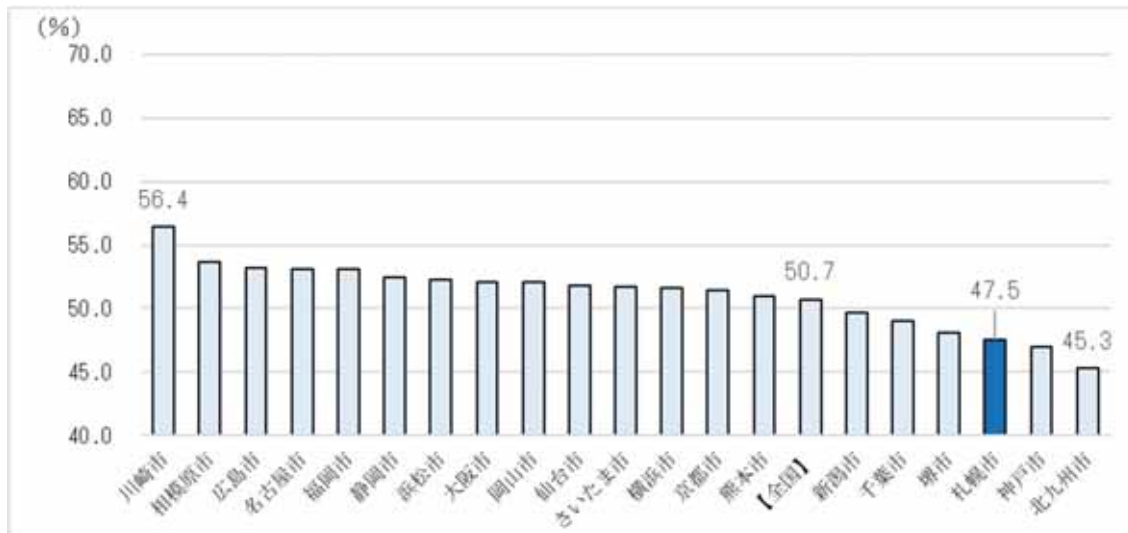


図30 「女性の有業率（政令指定都市と全国）」（出典：総務省「H29 就業構造基本調査」）



図31 「雇用者に占める男女別の非正規の職員・従業員比率（札幌市）」
（出典：総務省「H29 就業構造基本調査」）

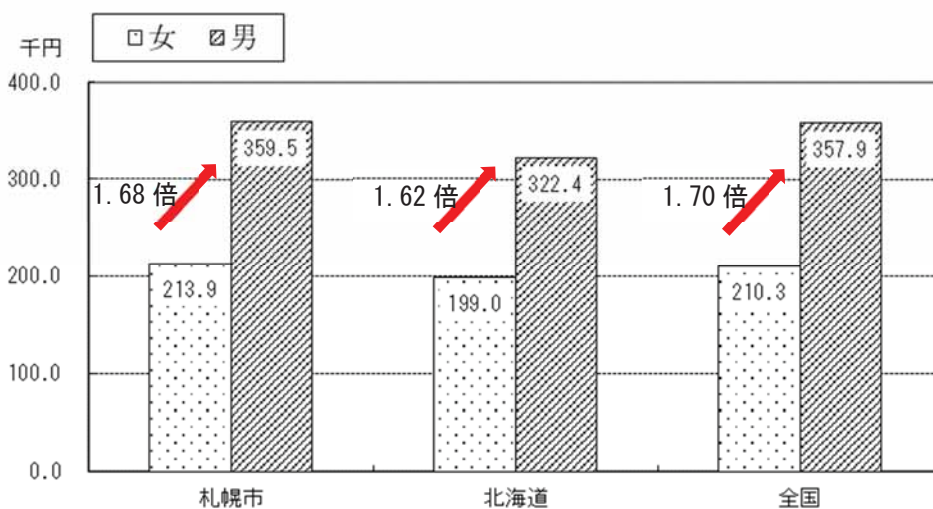


図32 「男女の賃金格差（札幌市・北海道・全国）」

（出典）
札幌市：札幌市まちづくり政策局
「R2 毎月勤労統計調査」
北海道・全国：厚生労働省
「R2 毎月勤労統計調査」

注）常用労働者30人以上の事業所の数値である。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、非正規雇用労働者を中心に深刻な影響を与え、女性の就業状況は更に厳しいものとなりました。加えて、収入面で不安や悩みを抱えやすいひとり親家庭、特に母子家庭においては、雇用形態が非正規雇用の割合が高く、解雇や減収により生活の困窮につながりやすい状況にあります。【図33】

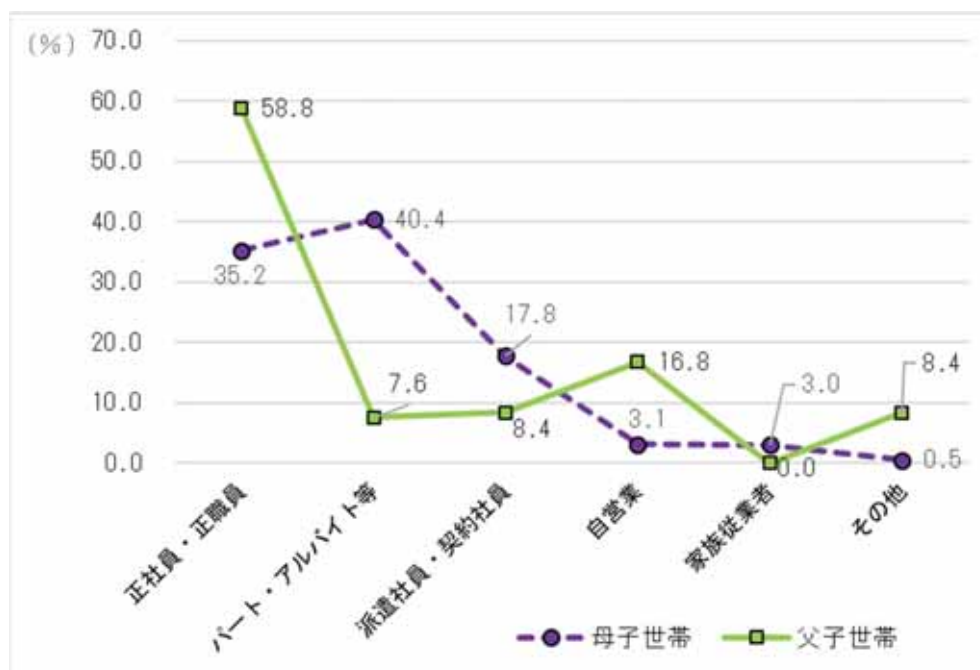


図33 「母子世帯・父子世帯の就業状況（従業員上の地位）」

（出典：札幌市子ども未来局「H29 ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」）

また、アイヌ民族であること、性自認や性的指向に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、女性は更に複合的な困難を抱えることがあります。このため、様々な属性の人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

【施策の柱】

（1） 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援

○様々な理由により、生活に不安を抱える女性に対し、民間支援団体等と連携したアウトリーチ型の支援や相談窓口における相談及び面談を行うなど、それぞれの家庭の事情に応じた支援を実施します。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
困難を抱える女性支援事業	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。	保健福祉局 総務部
困難を抱える若年女性支援事業	暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援等を実施します。	子ども未来局 子ども育成部
ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	ひとり親家庭等の様々な問題に対応するため、ひとり親家庭支援センターにおいて弁護士による法律相談や臨床心理士による診療相談を行うほか、夜間、休日に行う相談業務を推進します。	子ども未来局 子育て支援部

【施策の柱】

(2) 安定した就業機会の確保に向けた支援

○ひとり親家庭をはじめ経済的な困難を抱える女性が、自立した生活が送れるよう、正規雇用転換等ニーズに応じた相談や就労支援に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
就業サポートセンター等事業 (再掲)	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談または電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。	経済観光局 産業振興部
ひとり親家庭等就業支援事業の充実	ひとり親家庭等の就労による自立促進のため、就労に関する各種相談、求人情報の提供、希望する雇用条件等を登録した者への就職斡旋、母子・父子自立支援プログラムの推進、セミナー開催、知識や技能を習得する各種講習会の開催等により就業支援を実施します。	子ども未来局 子育て支援部

【施策の柱】

(3) 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

○アイヌ民族であること、性自認や性的指向に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々に対する相談体制の充実に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
アイヌ生活相談員の配置	アイヌ民族の生活実態の把握や、各種生活相談に対応するため、アイヌ生活相談員を配置します。	市民文化局 市民生活部
困難を抱える女性支援事業 (再掲)	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
性的マイノリティ電話相談事業 (再掲)	性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	市民文化局 男女共同参画室
さっぽろ外国人相談窓口の運営	外国人生活者を対象として、行政手続きや暮らしに関する情報提供や相談対応を多言語で一元的に実施します。	総務局 国際部

基本的方向4 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権として尊重することは、男女共同参画社会を実現するための大前提となる考え方です。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期といったライフステージに応じて心身の状態が大きく変化するという特性を持っており、

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」¹³の視点を含め、身体に関する正しい理解とそれを基にした健康維持管理が重要です。

特に札幌市は、全国に比べ、10代の人口妊娠中絶率が全国平均よりも高い水準にあることから、予防対策として若年層へ向けた性に関する正しい知識の普及啓発などが求められています。【図34】

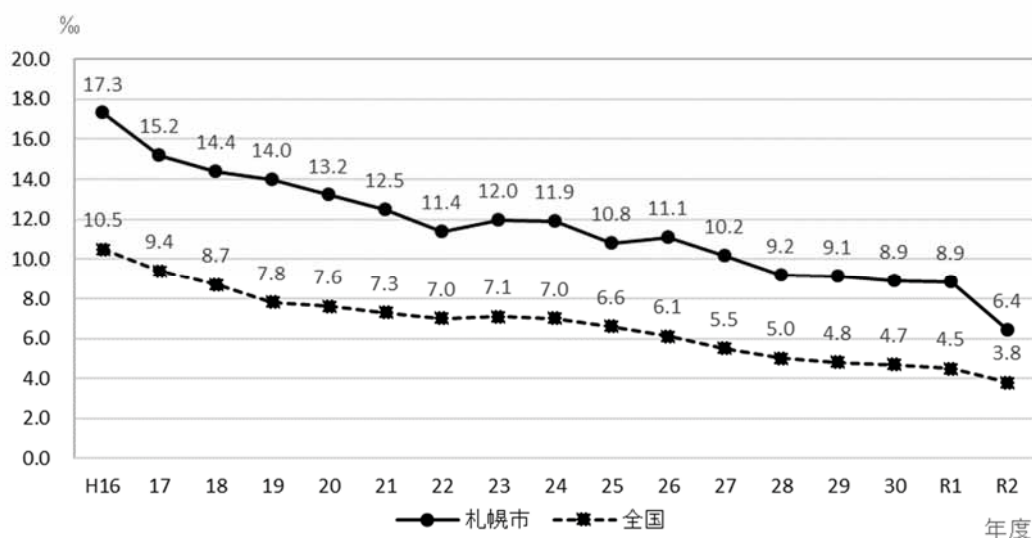


図34 「10代の人工妊娠中絶率（女子人口千対）の推移」
 (出典 札幌市：「札幌市衛生年報」、全国：厚生労働省「衛生行政報告例」)

また、近年では、生涯出産数の減少による月経回数が増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などに伴い、女性の健康に関わる問題は大きく変化しています。

こうした健康課題に向き合いながら、人生100年時代と言われる今を、生涯にわたり健康で過ごせるように健康寿命を延伸していくためには、ライフステージごとの課題に応じた情報の提供や支援が必要です。【図35】

さらに、女性の活躍推進の観点から見ても、女性が健康であることはその基盤になるものです。生理や更年期障害など、女性特有または女性に多いとされる健康課題が、職場や社会における女性活躍の妨げにならないよう、女性に対する支援と同時に、職場の同僚等女性を取り巻く周囲の正しい理解の促進も求められています。

¹³ 【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること（リプロダクティブ・ヘルス）。また、全てのカップルと個人が、子どもの数や出産する時などについて責任を持って自由に決定ができ、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びにリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のこと（リプロダクティブ・ライツ）。

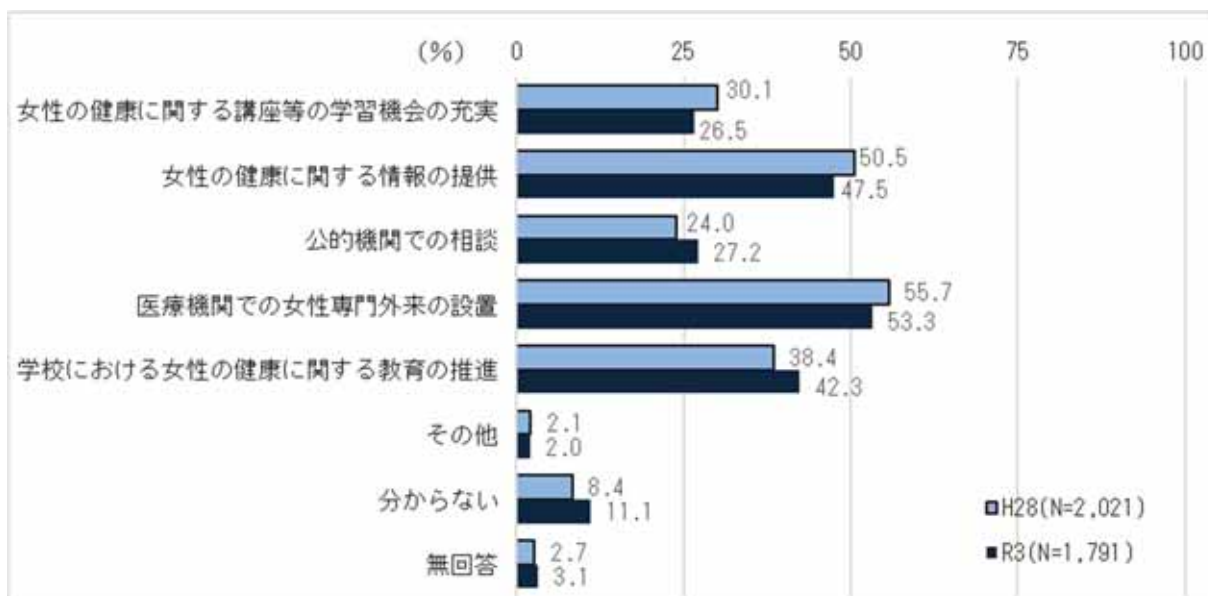


図 35 「女性の生涯にわたる健康づくりへの支援策」（複数回答）（出典：R3 市調査）

【施策の柱】

(1) 女性の生理と妊娠等に関する知識の普及と理解の促進

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権として尊重できるよう、思春期から若年世代に対する性に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- 妊娠・出産に関わる機能の重要性や、妊娠・出産・避妊を選択する女性の権利、働く女性を取り巻く女性特有の健康課題等について、男女双方の理解促進に取り組みます。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
思春期から若年世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	10～20代の人工妊娠中絶及び性感染症の罹患・反復防止のため、医療機関と保健センターが連携し正しい避妊方法や性感染症予防のための相談・指導を行います。	保健福祉局 保健所
健康支援事業	性と生殖に関する健康と権利について意識の普及を目的に、講座・セミナー等を実施します。	市民文化局 男女共同参画室
性に関する指導の充実（再掲）	「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。	教育委員会 学校教育部

【施策の柱】

(2) ライフステージに応じた女性の健康づくりの推進

- 思春期、妊娠・出産期、更年期などライフステージに応じた正しい情報の提供や支援を行います。
- 健康診査体制の強化及び健康づくりに向けた様々な取組を行い、健康保持の支援を行います。

〈主な事業〉

事業・取組名	事業・取組の概要	担当部
妊娠期からの相談支援の充実	安心・安全な妊娠・出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、リスクアセスメントを実施することで、ハイリスク妊婦を早期に把握し、継続的な支援を行います。	保健福祉局 保健所
母子訪問指導事業の推進	保健師や母子保健訪問指導員の訪問により、妊娠・出産・育児などに関する正しい知識の普及啓発とともに、乳児及び妊産婦の心身の状況や養育環境の把握を行うなど、育児相談・保健指導を実施します。	保健福祉局 保健所
女性のフレッシュ健診	職場等で健康診断を受ける機会のない18～39歳までの家庭の主婦、自営業の女性等を対象とし、札幌市中央健康づくりセンターで健康診査を実施します。	保健福祉局 保健所

第4章 プランの推進にあたって

1 計画の推進について

男女共同参画プランを着実に推進していくために、庁内関係部署はもちろん、札幌市男女共同参画センターとも積極的に連携を図りながら事業を進めていきます。

(1) 札幌市男女共同参画センター

札幌市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与するため、男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設として、札幌市男女共同参画センターを平成15年（2003年）9月に設置しました。

男女共同参画センターでは、ホールや研修室、健康スタジオ、音楽スタジオ、料理実習室等の各種貸室の提供のほか、設置目的の達成に向け、「学習支援・人材育成機能」、「健康支援機能」、「就労・起業支援機能」、「調査・研究機能」、「情報収集・提供、広報・啓発機能」、「交流創出・ネットワーク支援機能」、「相談機能」という重要な7つの機能を備え、男女共同参画に関する各種講座実施や市民の自主的な活動及び交流の支援、ジェンダーに関わる様々な相談支援など、多岐にわたる事業を実施します。

また、男女共同参画に関するイベントや団体、関係図書など、各種情報の収集・提供・発信の充実に取り組みます。

男女共同参画センターは、市民のニーズと時代の変化に応じた様々な事業を効果的・効率的に展開し、活動拠点としての機能を更に充実させていくことで、男女共同参画課と共に、札幌市の男女共同参画を強力に推進します。



【所在地】

〒060-0808

札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内

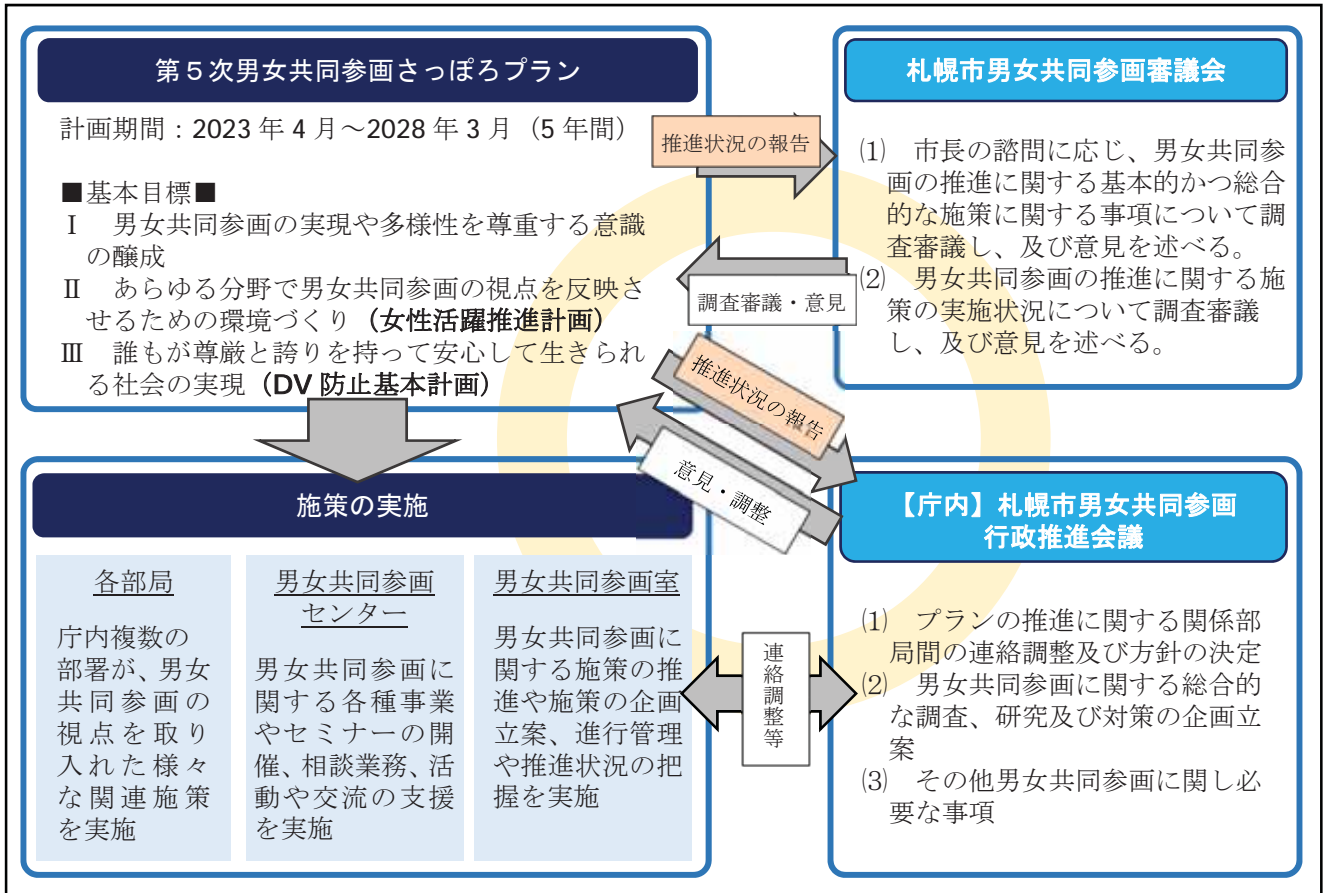
(2) 札幌市男女共同参画審議会 <男女共同参画推進条例 第20条>

市長の附属機関として、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議するなど、札幌市の取組について外部委員が審議する場です。

(3) 札幌市男女共同参画行政推進会議

札幌市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、行政内部関係部局の連携を図るために、副市長、関係局長を構成員とする庁内会議です。

<推進体制について>



2 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の評価と公表

札幌市では、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする年次報告書を作成するとともに自己評価を行い、その結果を札幌市男女共同参画審議会に報告し、市民に公表します。 <札幌市男女共同参画推進条例 第9条>

3 男女共同参画さっぽろプランの見直し

今後、社会情勢の変化や国の施策などにより、プランへの反映を必要とする場合は、「札幌市男女共同参画審議会」の審議を経て、必要に応じて市民意見等を把握した上で、見直しを行うこととします。

切り取ってご利用ください。

第5次男女共同参画さっぽろプラン（素案）に対するパブリックコメント

ご意見記入用紙

お名前		年齢	歳
ご住所			
ご意見	※どの項目へのご意見が分かるように記入してください。		

記入欄が不足する場合は、別紙にご記載の上、提出してください。（お名前、ご住所、年齢は必ず記入してください。）

〈提出先〉

札幌市 市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電子メール danjo@city.sapporo.jp FAX 011-218-5164

電子メールアドレス



